参考資料集

農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン

（きのこ）

平成24年７月

農林水産省生産局

参考資料集

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（きのこ）

目次

区分	番号	取組事項	ページ
1　食品安全を主な目的とする取組			
原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設の環境の確認と衛生管理	1	原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	1
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	2
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	3
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	3
	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	5
（菌床栽培の場合）培地への水の使用	6	菌床栽培の場合、培地に使用する水の確認	7
（菌床栽培の場合）菌床資材の使用	7	菌床栽培の場合、菌床資材、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱	8
合）機械・施設・容器等の衛生管理	8	菌床栽培の場合、培地調製、種菌接種等の衛生的な実施	9
	9	菌床栽培の場合、菌床容器等の適切な保管	10
	10	菌床栽培の場合、施設の温度・湿度等の環境条件の適切な管理	11
収穫以降のきのこの管理	11	きのこの清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）	12
乾燥加工時の管理	12	作業者の衛生管理の実施	13
	13	乾燥加工施設における衛生的な水の使用	15
	14	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	17
	15	収穫・運搬・乾燥に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	18
	16	乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理	20
	17	収穫・運搬・乾燥時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	22
2　環境保全を主な目的とする取組			
区分	**番号**	**取組事項**	**ページ**
農薬による環境負荷の低減対策	18	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	23
	19	病害虫・雑草の発生しにくい環境づくり	24
	20	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	25
廃棄物の適正な処理・利用	21	きのこ生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	27
	22	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	30
	23	廃ほだ木、廃菌床、作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	32
エネルギーの節減対策	24	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	32
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	25	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施	33
3　労働安全を主な目的とする取組			
区分	**番号**	**取組事項**	**ページ**
危険作業等の把握	26	きのこ生産活動における危険な作業等の把握	37
農作業従事者の制限	27	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	38
服装及び保護具の着用等	28	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	46
作業環境への対応	29	きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	49

機械等の導入・点検・整備・管	30	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理（法令上の義務を含む）	53
機械等の利用	31	機械、装置、器具等の適正な使用	62
農薬・消毒剤・燃料等の管理	32	農薬、消毒剤、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）（注1）	76
事故後の備え	33	事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）（注2）	81
4 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	**番号**	**取組事項**	**ページ**
技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	34	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	88
	35	登録品種の種菌の適切な使用（法令上の義務）	89
ボイラー及び圧力容器使用時の登録・主任の設置	36	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置（法令上の義務を含む）	92
情報の記録・保管	37	きのこの生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	97
	38	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	97
	39	菌床、原木、種菌、増収材、農薬等の購入伝票等の保存	98
	40	菌床栽培の場合、菌床資材及び工程別作業について記録し、保存	99
	41	ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存（法令上の義務）	100
	42	きのこの出荷に関する記録の保存（注3）	101
生産工程管理の実施	43	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存（注4） ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	104
記録の保存期間	44	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存（注5） ①きのこの出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ②菌床栽培における菌床資材、工程別作業の記録については3年間 ③ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録については3年間 ④上記①から③に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	106

（注1）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。
（注2）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
（注3）農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。
（注4）産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。
（注5）農業生産工程管理（GAP）を実践する観点からの記録の保存期間。

参考資料集

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（きのこ）

１　食品安全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項
原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設の環境の確認と衛生管理	1	原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設やその周辺環境（土壌や汚染水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止

それぞれの産地では、産地の実情に応じた衛生管理を検討することが必要です。

可能であれば、原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設やその周辺環境における潜在的な有害微生物・有害化学物質等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮して、適切な対策をとりましょう。

（取組例）
・じん埃、土壌、汚水による汚染防止
・廃棄物、有毒物質等の適切な管理　等

【取組事項に関する法令・指針等】

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第１　農林水産物の採取における衛生管理
　食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。
　（１）　じん埃、土壌又は汚水による汚染防止を図るほか、廃棄物、有毒物質等を適切に管理することにより、農薬、動物用医薬品、飼料、肥料、糞便等からの汚染を防止すること。

区分	番号	取組事項
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止 （法令上の義務）

無登録農薬及び、農薬登録を受けておらず農薬としての効果を謳っている、又は成分からみて農薬に該当する資材の使用は法令上禁止されています。

国内での使用が認められた農薬には必ず登録があるので、使う前に農林水産省の登録番号があることを確認し、登録された農薬を使いましょう。

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）（抜粋）

（使用の禁止）

第１１条　何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第 2 条第 1 項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一　容器又は包装に第 7 条の規定による表示のある農薬（第 9 条第 2 項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二　特定農薬（※）

(※)重曹、食酢及び地場で生息する天敵

現在登録されている農薬や、失効した農薬の一覧は、以下のホームページに掲載されています。

・農林水産消費安全技術センターホームページ「登録・失効農薬情報」
（http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm）

また、無登録農薬の疑いのある資材については、以下のホームページに詳細な情報が掲載されています。

・農林水産省ホームページ「農薬疑義資材コーナー」
（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/index.html）

区分	番号	取組事項
農薬の使用	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄

防除器具に残った農薬が別の作物に使用する農薬に混入することのないよう、以下の点に注意しましょう。

①農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているかの確認
②農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に特に注意して、十分に洗浄

なお、防除器具を洗浄した水は、その農薬を散布したきのこ生産場所に散水するなどして適切に処理し、排水路や河川等に直接排水することを避けましょう。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）

Ⅰ．農薬の適正使用について
2　上記１の指導（※農薬の使用に関する指導）に当たっては、最新の不適正使用等の状況を踏まえ、別紙の各通知に基づく事項に加え、次の事項に特に留意すること。
（４）農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされているか確認すること。また、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行うこと。

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。
・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」
（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html）

区分	番号	取組事項
農薬の使用	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）

農薬の使用の都度、容器又は包装の以下の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用することが法令上義務づけられています（ただし、⑥については努力義務）。

①農薬を使用できる農作物
②農薬の使用量
③農薬の希釈倍数
④農薬を使用する時期（収穫前の使用禁止期間）
⑤農作物に対して農薬を使用できる回数（使用前に記録簿を確認）
⑥農薬の有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）
⑦農薬の使用上の注意

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）

農薬取締法 （昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項 の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

（表示事項の遵守）

第 2 条　農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一　適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。

二　付録（※）の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。

三　農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四　規則第 7 条第 2 項第 3 号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五　規則第 7 条第 2 項第 4 号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。

イ　種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）第 23 条第 3 項第 1 号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第 7 条第 2 項第 5 号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ　イの場合以外の場合には、規則第 7 条第 2 項第 5 号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2．農薬使用者は、農薬取締法第 7 条第 12 号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

※付録（第二条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q_0 は、規則第 7 条第 2 項第 1 号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A_0 は、規則第 7 条第 2 項第 1 号に規定する単位面積

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」

（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html）

農薬を使用する際に必要な情報（使用時期、使用方法等）は、以下のホームページで検索できます。

・農林水産消費安全技術センターホームページ「農薬登録情報検索システム」

（http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm001.html）

区分	番号	取組事項
農薬の使用	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）

農薬を使用する際、適用作物（農薬のラベルに書かれている、その農薬を使用できる作物のこと）以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務づけられています。この取組の一環として、農薬を散布する時は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するために以下の点に留意しましょう。

（取組例）

・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供

・農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布

・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布

・風向きを考慮したノズルの向きの決定
・飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択　等

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）

農薬取締法　（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項 の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

（農薬使用者の責務）

第１条　農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

一　農作物等に害を及ぼさないようにすること。

三　農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

（表示事項の遵守）

第２条　（４番の同法同条を参照）

「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成 17 年 12 月 20 日付け 17 消安第 8282 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）（抜粋）

２．個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等

（２）病害虫の発生状況を踏まえ、農薬使用を行う場合には、次の事項の励行に努め、農薬の飛散により周辺農作物に被害を及ぼすことがないように配慮する。

①　周辺農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、連絡する。

②　当該病害虫の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布に留める。

③　農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。

④　特に、周辺農作物の収穫時期が近いため農薬の飛散による影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。

⑤　上記の②から④の対策をとっても飛散が避けられないような場合にあっては、農薬使用者は散布日の変更等の検討を行い、その上でやむを得ないと判断される場合には、周

辺農作物の栽培者に対して収穫日の変更、圃場の被覆等による飛散防止対策を要請する。 ⑥　以下の項目について記録し、一定期間保管する。 ア．農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等 イ．使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数 ⑦　農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、地域組織と対策を協議する。

農薬の飛散影響防止対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」
（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html）

区分	番号	取組事項
（菌床栽培の場合）培地への水の使用	6	菌床栽培の場合、培地に使用する水の確認

優良で安全なきのこ供給に資するため、菌床の製造管理に関する基準が定められています。菌床栽培の場合、培地に使用する水の確認を行いましょう。培地に使用する水の確認に関し、「きのこの菌床製造管理基準の制定について」に取組例が示されています。

（取組例）

・培地に使用する水は、定期的に水質検査を実施

【取組事項に関する法令・指針等】

「きのこの菌床製造管理基準の制定について」（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）（抜粋） （原材料の管理） 第８

４　培地に使用する水は、飲料に適する水を使用し、定期的に水質検査を行うものとする。

区分	番号	取組事項
（菌床栽培の場合）菌床資材の使用	7	菌床栽培の場合、菌床資材、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱

菌床栽培の場合、菌床資材、種菌の安全性の確認と適切な保管について、「きのこの菌床製造管理基準の制定について」に取組例が示されています。

（取組例）

・基材、添加物等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れ

・オガコ、チップ等の保管は、排水をよくし、飛散の防止策を講じる等適切に実施

・添加物は、品質に変化を起こさせないように適切に保存管理

・種菌の速やかな使用、適切な保管により、種菌の汚染を防止　等

【取組事項に関する法令・指針等】

「きのこの菌床製造管理基準の制定について」（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）（抜粋） （原材料の管理） 第８ １　基材、添加物、容器等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れることとし、原材料の受払簿等を作成の上、原材料の受払の都度、数量、品質、その他の必要な事項を記録するものとする。 ２　オガコ、チップ等の保管は、排水をよくし、飛散の防止策を講ずる等適切に行うものとする。 ３　添加物、容器は、品質に変化を起こさないように適切な保存管理をするものとする。 （種菌の管理） 第９ １　種菌は、受入れ後、できるだけ速やかに使用することとし、保管に際しては適切な条件下で行い、種菌の汚染を防止するものとする。

区分	番号	取組事項
（菌床栽培の場合）機械・施設・容器等の衛生管理	8	菌床栽培の場合、培地調製、種菌接種等の衛生的な実施

菌床栽培の場合、培地調製、種菌接種等に関し、「きのこの菌床製造管理基準の制定について」に取組例が示されています。

（取組例）

- ・詰込み完了後の培地の速やかな殺菌・冷却
- ・殺菌完了後の培地は、無菌的に接種室に搬入し、種菌を無菌的に接種
- ・接種完了後の菌床は、所定の環境条件に調節された培養室に搬入・培養
- ・培養中の培地の菌糸のまん延状態、害菌の有無等を検査し、害菌に汚染されたものは直ちに殺菌後廃棄　等

【取組事項に関する法令・指針等】

「きのこの菌床製造管理基準の制定について」（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）（抜粋）

（培地の殺菌）

第１１

１　詰込み完了した培地は、速やかに適切な温度と時間で殺菌し、殺菌終了後、冷却室で一定温度まで速やかに冷却するものとする。冷却後、必要に応じて殺菌が完了しているか否かの確認を行うものとする。

２　冷却室の清浄度及び冷却温度は、常に適切な状態を保ち、定期的に検査を行うものとする。

３　冷却完了後、殺菌ロットごとに、作業担当者、作業年月日、殺菌の温度及び時間並びに冷却温度の測定値を、また、殺菌完了検査を実施した場合はその検査結果を、作業日誌に記録するものとする。

（接種工程）

第１２

１　殺菌完了後の培地は、無菌的に接種室に搬入し、一定数量の種菌を無菌的に接種するも

のとする。 ２　接種完了後の培地は、ロットごとに、接種担当者、接種年月日、菌種名、品種名、接種数等追跡検査のできるように作業日誌に記録するものとする。 ３　接種室はエアフィルター、エアシャワー及び殺菌灯の設置、定期的な殺菌剤の散布等により無菌的状態を保ち、定期的に清浄度の検査を行うものとする。 （培養工程） 第１３ １　接種完了後の菌床は、所定の環境条件に調節された培養室に搬入し、一定期間培養するものとする。 ２　菌床製造業者は、培養中の培地の菌糸のまん延状態、害菌の有無等を検査し、特に害菌に汚染されていないかどうか十分に注意するものとする。害菌に汚染されたものは直ちに殺菌後廃棄するものとする。 ３　作業日誌には、作業担当者、培養中の検査内容、菌種名、品種名、培養完了数等を記録するものとする。

区分	番号	取組事項
（菌床栽培の場合）機械・施設・容器等の衛生管理	9	菌床栽培の場合、菌床容器等の適切な保管

菌床栽培の場合、菌床容器等の保管に関し、「きのこの菌床製造管理基準の制定について」に取組例が示されています。

（取組例）

・菌床容器等は組成成分や使用方法等の明らかなものを受け入れ

・品質に変化を起こさないように適切な保存管理　等

【取組事項に関する法令・指針等】

「きのこの菌床製造管理基準の制定について」（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）（抜粋）

（原材料の管理）
第８
１　基材、添加物、容器等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れることとし、原材料の受払簿等を作成の上、原材料の受払の都度、数量、品質、その他の必要な事項を記録するものとする。
３　添加物、容器は、品質に変化を起こさないように適切な保存管理を行うものとする。

（保管工程）
第１４
１　直ちに出荷しない菌床は、品質に変化を起こさないように適切な環境と方法で保管するものとする。
２　保管日数は、菌種、品種別に限度を定めるものとする。

区分	番号	取組事項
（菌床栽培の場合）機械・施設・容器等の衛生管理	１０	菌床栽培の場合、施設の温度・湿度等の環境条件の適切な管理

菌床栽培の場合、施設の温度・湿度等の環境条件の管理について、「きのこの菌床製造管理基準の制定について」に取組例が示されています。

（取組例）
・冷却施設の適切な清浄度及び冷却温度の保持
・接種室の無菌状態の保持　等

【取組事項に関する法令・指針等】

「きのこの菌床製造管理基準の制定について」（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）（抜粋）

（製造施設管理）
第６

１　製造施設は、温度、湿度、二酸化炭素、酸素、照度、清浄度等の環境条件を製造工程に応じて適切に管理できる施設とするものとする。 ２　菌床製造業者は、自主基準として製造施設の点検、検査、保守等についての製造施設管理規定を定め、これに基づき適切に管理、検査し、これらの施設の精度、性能を適正に維持するものとする。 （培地の殺菌） 第１１ ２　冷却室の清浄度及び冷却温度は、常に適切な状態を保ち、定期的に検査を行うものとする。 （接種工程） 第１２ ３　接種室はエアフィルター、エアシャワー及び殺菌灯の設置、定期的な殺菌剤の散布等により無菌的状態を保ち、定期的に清浄度の検査を行うものとする。

区分	番号	取組事項
収穫以降のきのこの管理	１１	きのこの清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）

販売の用に供する食品は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第５条に基づき、清潔で衛生的な取扱いが義務づけられています。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」では具体的な取扱いの内容を定めています。

（取組例）

・そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止

・温度、湿度管理その他必要な措置を通じた食品の腐敗、変敗等の防止

・施設の清掃及び適切な補修による、清潔かつ適切に維持管理の実施

・きのこの取扱者の衛生管理　等

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）　（抜粋） 第５条　販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供す

る食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」
（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）(抜粋)

第１ 農林水産物の採取における衛生管理
　食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。
（４） 採取、保管及び輸送にあっては、そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止を図ること。
（５） 温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止すること。
（６） 施設は清掃及び適切な補修により清潔かつ適切に維持管理されていること。
（７） 食用に供する農林水産物の取扱者の衛生管理が行われていること。

区分	番号	取組事項
乾燥加工時の管理	１２	作業者の衛生管理の実施

　栽培・収穫段階の衛生管理については、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」の「第１　農林水産物の採取における衛生管理」に取組例が示されている一方、加工等収穫以降の衛生管理については、同指針の「第２　食品取扱施設等における衛生管理」及び「第３　食品取扱施設等における食品取扱者等の衛生管理」に取組例が示されています。
　作業者の衛生管理に関しては、以下の取組例が示されています。

（取組例）
・作業者の健康管理の実施（経口感染する疾病が疑われるものは作業しない）
・手洗いの励行
・履物や手袋等の清潔さの保持
・外傷の被覆

・訪問者に衛生上のルールを守らせるなど部外者への適切な対応の実施　等

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抜粋）

第３条　食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第３　食品取扱施設等における食品取扱者等の衛生管理

（１）　食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

（２）　保健所から検便を受けるべき旨の指示があったときには、食品取扱者に検便を受けさせること。

（３）　次の症状を呈している食品取扱者については、その旨を食品等事業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者等に報告させ、食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

①　黄疸

②　下痢

③　腹痛

④　発熱

⑤　発熱をともなう喉の痛み

⑥　皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの（やけど、切り傷等）

⑦　耳、目または鼻からの分泌（病的なものに限る）

⑧　吐き気、おう吐

皮膚に外傷があって上記⑥に該当しない者を従事させる際には、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。

（4）　食品取扱者が一類感染症の患者、二類若しくは三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

（5）　食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子、マスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域にはそのまま入らないこと。

　また、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等を食品取扱施設内に持ち込まないこと。

（6）　食品取扱者は、食肉等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄消毒することが困難な手袋を原則として使用しないこと。

（7）　食品取扱者は、常に爪を短く切り、マニュキュア等は付けないこと。作業前、用便直後及び生鮮の原材料や汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

　なお、生鮮の原材料や汚染された材料等を取り扱った後は、非加熱で摂取する食品を取り扱うことは避けることが望ましい。

（8）　食品取扱者は、食品の取扱作業中に次のような行動は慎むこと。

①　手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳にふれること

②　作業中たん、つばをはくこと

③　喫煙

④　食品取扱区域での飲食

⑤　防護されていない食品上でくしゃみ、咳をすること

　また、食品取扱者は、所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。

（9）　食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、本項で示した食品取扱者等の衛生管理の規定に従わせること。

農産物の安全管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「食品安全：農産物」

（http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/index.html）

区分	番号	取組事項
乾燥加工時の管理	１３	乾燥加工施設における衛生的な水の使用

乾燥加工施設における水の使用に関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

（取組例）

・食品製造に直接関係ない目的で使用する場合を除き、飲用適の水を使用

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号） １２番を参照してください。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋） 第２　食品取扱施設等における衛生管理 ７　使用水等の管理 （１）　食品取扱施設で使用する水は、飲用適の水であること。 ただし、次のような場合は、この限りではないが、これらの水が食品に直接触れる水に混入しないようにすること。 ①　暖房用蒸気、防火用水等、食品製造に直接関係ない目的での使用。 ②　冷却や食品の安全に影響を及ぼさない工程における清浄海水等の使用。 （２）　水道水以外の水を使用する場合には、年１回以上（食品の冷凍又は冷蔵業、マーガリン又はショートニング製造業（もっぱらショートニング製造を行うものは除く。）又は、食用油脂製造業にあっては４月に１回以上）水質検査を行い、成績書を１年間以上（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が１年以上の場合は当該期間）保存すること。 ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。 （３）　水質検査の結果、飲用不適となったときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。 （４）　貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。 （５）　水道水以外の井戸水、自家用水道等を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、記録すること。 （６）　氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用適の水からつくること。また、氷は衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

（７）　使用した水を再利用する場合にあっては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は適切に管理すること。

区分	番号	取組事項
乾燥加工時の管理	１４	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施

加工から出荷までの工程に関わる作業者が衛生的な状態を保てるように、手洗い設備やトイレに関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

（取組例）

・手洗い設備やトイレ設備において、手を衛生的に洗浄し、乾燥することが出来るようにすること

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

１２番を参照してください。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第２　食品取扱施設等における衛生管理

２　施設の衛生管理

（１）　施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。

（２）　製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所には、不必要な物品等を置かないこと。

（３）　施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

（４）　施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度

の管理を行うこと。

（５）　窓及び出入口は、開放しないこと。やむをえず、開放する場合にあっては、じん埃、そ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

（６）　排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。

（７）　便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

（８）　施設内では動物を飼育しないこと。

３　食品取扱設備等の衛生管理

（１）　衛生保持のため、機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。

（２）　機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品へ混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

（３）　機械器具及び機械器具の部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。

（４）　温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。

（５）　ふきん、包丁、まな板、保護防具等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。とくに、食品に直接触れるまな板、ナイフ、保護防具等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄消毒を十分に行うこと。

（６）　洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。

（７）　施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。

（８）　手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

（９）　洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

区分	番号	取組事項
乾燥加工時の管理	１５	収穫・運搬・乾燥に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄

収穫・運搬・乾燥に使用する器具等が汚染源とならないようにするため、これらの衛生的な保管・取扱・洗浄に関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

（取組例）

・収穫・運搬・乾燥に使用する器具類等の定期的な手入れと、洗浄

・収穫用の容器を、収穫されたきのこ以外のものを運ぶために使用しないこと

・堆肥やその原料、生ごみ等に使用されるなど、汚染の可能性がある器具類等は、十分に洗浄し、必要に応じて消毒　等

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

　１２番を参照してください。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第１　農林水産物の採取における衛生管理

（４）採取、保管及び輸送にあっては、そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止を図ること。

第２　食品取扱施設等における衛生管理

３　食品取扱設備等の衛生管理

（１）衛生保持のため、機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。

（２）　機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品へ混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。

　また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

第５　運搬

（１）　食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品や容器包装を汚染するようなものであっ

てはならない。また、容易に洗浄、消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。
（２） 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。
（３） 運搬中の食品がじん挨や有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。
（４） 品目が異なる食品や食品以外の貨物の運搬に使用した車両又はコンテナを使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。
（５） バルク輸送の場合、必要に応じ、食品専用の車両又はコンテナを使用すること。その場合は、車両、コンテナに食品専用であることを明示すること。
（６） 運搬中の温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。

区分	番号	取組事項
乾燥加工時の管理	１６	乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理

乾燥加工施設・貯蔵施設の適切な内部構造の確保と、衛生管理の実施については、「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

（取組例）
・適切な排水設備
・適切な廃棄物管理
・定期的な清掃
・衛生的な作業が行える明るさの照明
・施設内に有害生物が侵入、生息しないよう、点検と必要な対策の実施　等

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

１２番を参照してください。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第２　食品取扱施設等における衛生管理

２　施設の衛生管理

（１）　施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。

（２）　製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所には、不必要な物品等を置かないこと。

（３）　施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

（４）　施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

（５）　窓及び出入口は、開放しないこと。やむをえず、開放する場合にあっては、じん埃、そ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

（６）　排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。

（７）　便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

（８）　施設内では動物を飼育しないこと。

４　そ族及び昆虫対策

（１）　施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、そ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、そ族、昆虫の施設内への侵入を防止すること。

（２）　年２回以上、そ族及び昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を１年間保管すること。また、そ族又は昆虫の発生を認めたときには、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。

（３）　殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

（４）　そ族又は昆虫による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は容器に入れ、床又は壁から離して保管すること。一端開封したものについても蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。

区分	番号	取組事項
乾燥加工時の管理	１７	収穫・運搬・乾燥時の汚染や異物混入を防止する対策の実施

収穫・運搬・乾燥時の汚染や異物混入を防ぐため、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

（取組例）

・覆いのないきのこの上で、喫煙や飲食など、きのこの汚染や異物混入の原因となる行動をしないこと

・乾燥加工に当たっては、金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の異物混入防止措置

・必要に応じて適切な温度及び湿度の管理　等

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

１２番を参照してください。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第１　農林水産物の採取における衛生管理

（４）採取、保管及び輸送にあっては、そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止を図ること。

（５）　温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止すること。

第２　食品取扱施設等における衛生管理

６　食品等の取扱い

(11)　　食品等の製造又は加工に当たっては、以下の事項の実施に努めること。

①　原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。

２　環境保全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項
農薬による環境負荷の低減対策	１８	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製

農薬の散布液が余ることのないように、表示されている単位面積あたりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製することが必要です。

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）

（表示事項の遵守）

第 2 条　農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

二　付録（※）の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。

（以下略）

※付録（第 2 条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q_0 は、規則第 7 条第 2 項第 1 号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A_0 は、規則第 7 条第 2 項第 1 号に規定する単位面積

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」

（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html）

区分	番号	取組事項
農薬による環境負荷の低減対策	１９	病害虫・雑草が発生しにくい環境づくり

農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作ることによって、農薬の使用機会そのものを必要最低限にする努力が重要です。

【取組事項に関する法令・指針等】

「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について」（平成 17 年 9 月 30 日付け 17 消安第 6260 号農林水産省消費・安全局長通知）（抜粋）

Ⅱ．総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進

1．総合的病害虫・雑草管理の定義等

（１）定義

本指針では、IPM を雑草の管理を含め、総合的病害虫・雑草管理と定義する。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。また、農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより、生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資するものである。

2．IPM の基本的な実践方法

IPM は、以下の体系図（略）に示すとおり、

［１］ 輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整えること

［２］病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及びそのタイミングを可能な限り適切に判断すること

［３］［２］の結果、防除が必要と判断された場合には、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する多様な防除手段の中から、適切な手段を選択して講じること

の 3 点の取組を行うことが基本である。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」
（http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html）

区分	番号	取組事項
農薬による環境負荷の低減対策	２０	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避

農薬は適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。住宅地に近接する農地において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないようにしなければなりません。そのため、以下の点に留意しましょう。

（取組例）
・農薬の使用量、使用回数を削減
・飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルの使用
・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布
・風向きを考慮したノズルの向きの決定
・農薬を散布する場合の近隣住民等への事前の周知

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（抜粋）

（農薬使用者の責務）
第１条　農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。
一　農作物等に害を及ぼさないようにすること。
二　人畜に危険を及ぼさないようにすること。
三　農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
四　農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因

となって人畜に被害が生じないようにすること。

五　水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。

六　公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

（住宅地等における農薬の使用）

第６条　農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）（抜粋）

1　住宅地等における病害虫防除に当たっては、農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう、次の事項を遵守すること。

（１）農薬使用者等は、病害虫やそれによる被害の発生の早期発見に努め、病害虫の発生や被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布するのではなく、病害虫の状況に応じた適切な防除を行うこと。

（２）農薬使用者等は、病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等による物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。特に公園等における病害虫防除に当たっては、被害を受けた部分のせん定や捕殺等を優先的に行うこととし、これらによる防除が困難なため農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）には、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合には、最小限の区域における農薬散布に留めること。

（３）農薬使用者等は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。

（４）農薬使用者等は、農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意するとともに、粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり農薬の飛散を抑制するノズルを使用する等、農薬の飛散防止に最大限配慮すること。

（５）農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、

農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮すること。公園等における病害虫防除においては、さらに、散布時に、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。 （６）農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

農薬の飛散影響防止対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」
（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html）

・農林水産省リーフレット「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」
（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/pdf/hisan_stop.pdf）

区分	番号	取組事項
廃棄物の適正な処理・利用	２１	きのこ生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 （法令上の義務）

きのこ生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は法令で義務づけられており、以下の対応が必要です。

・資格のある産業廃棄物処理業者に産業廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託

廃栽培瓶及び廃栽培袋は産業廃棄物、廃ほだ木、廃菌床は一般廃棄物です。

【取組事項に関する法令・指針等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（定義）

第２条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

４　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（注１）

二　輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第１５条の４の５第１項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

５　この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。（注２）

（事業者及び地方公共団体の処理）

第１１条　事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

２　市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

３　都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

（事業者の処理）

第１２条　事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第３項から第５項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準（注３）」という。）に従わなければならない。

２　事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準（注４）」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

３　事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び

海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項並びに次条第３項から第５項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第５項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第１４条第１２項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第１２条の２　事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準（注５）」という。）に従わなければならない。

２　事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準（注６）」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

３　事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第１４条の４第１２項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（投棄禁止）

第１６条　何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（注１，２）産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の定義は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第２条及び第２条の４に記載されています。

（注３）産業廃棄物処理基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第６条に記載されています。

（注４）産業廃棄物保管基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第８条に記載されています。

（注５）特別管理産業廃棄物処理基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第６条の５に記載されています。

（注６）特別管理産業廃棄物保管基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第８条の１３に記載されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年９月２３日政令第３００号)」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年９月２３日厚生省令第３５号)」は、「電子政府の総合窓口」の「法令検索」で「法令データ提供システム」から検索すると便利です。（例：「法令索引検索」で、「法令名の用語索引 」に、「廃棄物の処理」と入力し、検索してください。）

・「電子政府の総合窓口」の「法令検索」
（http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi）
・環境省ホームページ「ごみの話」（旧厚生省情報）中「廃棄物の区分」
（ http://www.env.go.jp/recycle/kosei_press/h000404a/c000404a/c000404a-2.html）

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。
・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」
（http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html）

区分	番号	取組事項
廃棄物の適正な処理・利用	２２	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）

きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は法令で禁止されています。

【取組事項に関する法令・指針等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（焼却禁止）

第１６条の２　何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一　一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却

二　他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三　公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）（抜粋）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第１４条　法第１６条の２第３号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

一　国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

二　震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

三　風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

四　農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

五　たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）（抜粋）

（悪臭が生ずる物の焼却の禁止）

第１５条　何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

（http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html）

区分	番号	取組事項
廃棄物の適正な処理・利用	２３	廃ほだ木、廃菌床、作物残さ等の有機物のリサイクルの実施

「環境基本法」では、事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めることとされています。

廃ほだ木、廃菌床、作物残さ（未利用有機物）は、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。廃ほだ木、廃菌床、作物残さは土づくりか堆肥資材等に仕向けることが必要です。

（取組例）

・ほ場に持ち込むと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元）

・堆肥の用途への仕向け　等

【取組事項に関する法令・指針等】

環境基本法（平成５年法律第91号）（抜粋）

（事業者の責務）

第８条

３　前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

区分	番号	取組事項
エネルギーの節減対策	２４	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めることとされています。
作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。

（取組例）
・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修
・適切な温度管理の実施
・不必要な照明の消灯
・エネルギー効率の良い機種の選択
・バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用　等

【取組事項に関する法令・指針等】

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（抜粋）

（事業者の責務）
第５条　事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

区分	番号	取組事項
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	２５	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施

鳥獣による農業等への被害が深刻な状況にあることから、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、国が定める基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、地域ぐるみで被害防止対策を行う取組を推進しています。同法においては、国及び地方公共団体は生物の多様性の確保等に留意することとされており、国・市町村が定めた指針・計画に即した対策を実施することは生物の多様性の確保の点からも重要です。

基本指針においては　生産段階の取組として、具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

・食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣等を引き寄せない取組の実施
・侵入防止柵の設置
・追い払い活動や追い上げ活動の実施

なお、鳥獣を捕獲する際は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守することとしています。

【取組事項に関する法令・指針等】

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）（抜粋）

（国、地方公共団体等の連携及び協力）

第１２条　国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

２　地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

３　地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林水産業団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

４　農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害の防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）（抜粋）

一　被害防止施策の実施に関する基本的な事項

４　鳥獣の捕獲等

国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担

い手の育成・確保など、被害防止計画に即し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（１）鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来から鳥獣の捕獲等において重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護法、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、平成23年９月に鳥獣保護法第３条第１項の規定に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成19年環境省告示第３号）が改正され、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合において、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められることとなったとともに、農林業者が自らの事業地内で囲いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等をすることができることとされたところである。

これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

5　侵入防止柵の設置等による被害防止

（１）効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

（２）追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、⑴による侵入防止柵の設置等に加え、特

にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、平成19年11月に家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）が改正され、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められたことも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力に努める。

また、花火を追払い活動に用いる場合には、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の関係法令の規定に基づき、例えば消火用水を備える等消火のための準備をすること、風向を考慮して安全な方向に向けて使用すること等により、安全の確保を図る。

（３）鳥獣を引き寄せない取組の推進

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要である。このため、市町村等は、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進する。

鳥獣被害対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」
（http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html）

３　労働安全を主な目的とする取組

区分	番号	取組事項
危険作業等の把握	２６	きのこ生産活動における危険な作業等の把握

「農作業安全のための指針について」では、きのこ生産活動における危険作業等の把握を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握

・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」
（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ｉ　基本事項
第１　農作業安全一般に関する事項
２ 農作業を行う際の配慮事項
（１）日常的な配慮
ウ　農作業の点検・改善
（ア）　日頃から作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや作業現場の改善、危険箇所の表示等安全で効率的な農作業を行うための対応を行っておくこと。
（イ）危険性の高い作業を行う場合には、作業者の負担の軽減や早期に危険な状況を知らせる補助者を配置する等、一人での作業はできる限り行わないようにすること。
やむを得ず一人での作業を行う場合には、作業内容や作業場所を家族等に明確に伝えておく等、事故が発生した場合の早期発見のために必要な措置を行っておくこと。
（ウ）作業の受委託を行う場合には、委託者は受託者に対して危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努めること。
（５）農作業事故への備え
ア　作業開始前に当該作業に関わる危険性を予測して、対応策を考えるような習慣を身につけること。
イ　万一の事故に備え、緊急時の連絡体制を確認するとともに、応急処置の知識を身につ

ける等、普段から事故を最小限に止めるための対応を行っておくこと。

農作業安全対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「農作業安全対策」
（http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html）

・「生研センター」（注）のホームページ「農作業安全情報センター」
（http://brain.naro.affrc.go.jp/anzenweb/index.html）

（注）独立行政法人農業・食品産業技術総合研究推進機構生物系特定産業支援センターの略称

なお、番号２７～３３に関しても上記のホームページに詳細な情報が記載されていますが、重複を避けるため記載は省略しています。

区分	番号	取組事項
農作業従事者の制限	２７	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限

「農作業安全のための指針について」では、適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限など就業の条件に関する事項を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限
・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮
・未熟な農作業者に対する熟練者による指導
・準備体操や整理体操の実施
・１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得
・定期的な健康診断の受診

きのこ用殺菌釜には高圧殺菌釜および常圧殺菌釜があります。

きのこ栽培で使用されている高圧殺菌釜はほとんどが小型圧力容器でない第一種

圧力容器に該当します。この高圧殺菌釜を使用する場合、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選任しなければいけません。ただし、雇用者がいない家族労働のみの場合は、有資格者がいなくてもかまいませんが、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会等を受講することが望まれます。

一般的に常圧殺菌釜とされているもの（ゲージ圧力 0.1 メガパスカル以下で使用する容器で内容積が 0.01 ㎥以下のもの、及び最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.001 以下の容器）は、作業主任者の選任などの法令上の規制はありません。

きのこ用殺菌釜への蒸気を供給しているほとんどのボイラーは、いわゆる簡易ボイラー（ゲージ圧力１メガパスカル以下で使用する貫流ボイラーで、伝熱面積が 5 ㎡以下のもの等）です。このボイラーは、労働安全衛生法におけるボイラーに該当しないため、使用に当たっては法的規制がなく、資格を要しませんが、ボイラー取扱技能講習などを受講することが望まれます。

小型ボイラー（ゲージ圧力 0.1 メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が１㎡以下のもの等）を使用している事業者は、使用者に対してボイラーの構造に関する知識等の特別教育を行うことが必要となります。

チェーンソーの使用にあたっては、「チェーンソー取扱作業指針について」に基づき、作業時間等の管理を適切に行ってください。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）

「農作業安全のための指針について」
（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項
第１　農作業安全一般に関する事項
１　就業の条件
（２）農作業に従事する者の制限
次のアからキまでに掲げる者は、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない又はさせないこと。また、それ以外の作業にあっても、必要に応じて作業の内容を制限すること。
ア　飲酒し、酒気を帯びている者

イ　薬剤を服用し、作業に支障がある者

ウ　病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者

エ　妊娠中及び産後一年を経過していない女性（特に、当該作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者。）（以下「妊産婦」という。）

オ　年少者

カ　作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合を除く。）

キ　機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者

2　農作業を行う際の配慮事項

（1）日常的な配慮

ア　計画的な作業の実施

（ア）一日の作業に入る前には準備運動を、作業後には整理運動を行い、体調を整えること。また、その日の気候条件や作業者の体調を勘案して、無理のない作業を行うこと。複数で作業を行う場合には、事前にその日の作業について打合せを行うこと。

（イ）気象条件やほ場条件等により、作業が順調に進まないと無理が生じ、結果的に事故の要因となる可能性があることから、余裕をもって無理のない作業計画を立てること。

（ウ）一日の作業時間が８時間を超えないよう努めるとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るように努めること。

イ　健康管理

農作業に従事する者は、適当な休養をとり、定期的に健康診断を受ける等、日頃から健康管理に努めること。疾病がある場合には、医師等健康管理の専門家に相談し、健康状態によっては作業を休むか、作業の手順や分担を見直す等、事故発生につながらないように配慮すること。

エ　女性、年少者及び高齢者への配慮

（ア）妊産婦及び年少者に重量物の取扱い、高所作業、著しい振動環境下にある作業等危険性の高い作業、及び薬剤の扱いを行わせないこと。また、妊産婦及び年少者に深夜作業を行わせないこと。

（ウ）高齢者については、加齢により心身機能が変化することを踏まえ、日頃の健康管理を含めた総合的な安全講習の実施を通じ、特に高齢者自身及びその周囲の者の安全意識の向上に努め、作業分担、作業方法等について配慮すること。また、必要に応じて、高齢者の行っている作業について、農作業委託等への誘導を検討すること。作業現場は、できる限り誰にでも安全で快適に利用しやすいようにバリアフリー化に努めるとともに、作業機械の選定に当たっては、高齢者等の利用に配慮すること。

「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）

（譲渡等の制限等）

第４２条　特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

（就業制限）

第６１条　事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

２　前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

３　第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

４　略

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）

（定義）

第１条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三　ボイラー　蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの

ロ　ゲージ圧力〇・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が〇・〇〇〇三立方メートル以下のもの

ハ　伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のＵ形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以

下のもの

ホ　ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇二立方メートル以下のものに限る。）

ヘ　内容積が〇・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のもの

四　小型ボイラー　ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

イ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの又は胴の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの

ロ　伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のＵ形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

ニ　ゲージ圧力〇・二メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が二平方メートル以下のもの

ホ　ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇七立方メートル以下のものに限る。）

五　第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇四以下の容器を除く。）をいう。

イ　蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ　容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ　容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ　イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

六　小型圧力容器 第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

イ　ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が〇・二立方メートル以下のもの又は胴の内径が五百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの

ロ　その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下の容器

七　第二種圧力容器 ゲージ圧力〇・二メガパスカル以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）のうち、次に掲げる容器をいう。

イ　内容積が〇・〇四立方メートル以上の容器

ロ　胴の内径が二百ミリメートル以上で、かつ、その長さが千ミリメートル以上の容器

八～十一　略

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第１３条

３　法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一～二十五　略

二十六　第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法 、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七～三十四　略

（就業制限に係る業務）

第２０条　法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 、二　略

三　ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務

四　前号のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務

五　ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

イ　胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ　伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ　伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ　伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

六～十六　略

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（抜粋）

第２章　ボイラー

（就業制限）

第２３条　事業者は、令第二十条第三号 の業務については、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「ボイラー技士」という。）でなければ、当該業務につかせてはならない。ただし、安衛則第四十二条 に規定する場合は、この限りでない。

２　事業者は、前項本文の規定にかかわらず、令第二十条第五号 イからニまでに掲げるボイラーの取扱いの業務については、ボイラー取扱技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。

（就業制限）

第３５条　事業者は、令第二十条第五号 の業務のうちボイラーの整備の業務については、ボイラー整備士免許を受けた者（以下「ボイラー整備士」という。）でなければ、当該業務につかせてはならない。

第３章　第一種圧力容器

（第一種圧力容器取扱作業主任者の選任）

第６２条　事業者は、令第六条第十七号 の作業のうち化学設備（令第九条の三第一号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、令第六条第十七号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業については特級ボイラー技士、一級ボイラー技士若しくは二級ボイラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。

（就業制限）

第７０条 事業者は、令第二十条第五号の業務のうち第一種圧力容器の整備の業務については、ボイラー整備士でなければ、当該業務につかせてはならない。

第５章　小型ボイラー及び小型圧力容器

（特別の教育）

第９２条　 事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行なわなければならない。

２　 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。

一　 ボイラーの構造に関する知識

二　 ボイラーの附属品に関する知識

三　 燃料及び燃焼に関する知識

四　 関係法令

五　 小型ボイラーの運転及び保守

六　 小型ボイラーの点検

３　安衛則第三十七条 及び第三十八条 並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

「チェーンソー取扱作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省基準局長通知）（抜粋）

３　チェーンソー作業時間の管理及び進め方

（２）　使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」を表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握し、当該値及び１日当たりの振動ばく露時間から、次式、別紙の表等により1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量Ａ（８））を求め、次の措置を講ずること。

ウ　日振動ばく露限界値（5.0m/s2）に対応した1日の振動ばく露時間（以下「振動ばく露限界時間」TLという。）を次式、別紙の表等により算出し、これが2時間を超える場合には、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすること。

エ　使用するチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」が把握できないものは、類似のチェーンソーの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」ａを参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが2時間を超える場合には、１日の振動ばく露時間を2時間以下のできる限り短時間とすること。

（３） チェーンソーによる一連続の振動ばく露時間は、１０分以内とすること。 （４） 事業者は、作業開始前に、（２）ウ及びエに基づき使用するチェーンソーの１日当たりの振動ばく露限界時間から、１日当たりの振動ばく露時間を定め、これに基づき、具体的なチェーンソーを用いた作業の計画を作成し、書面等により労働者に示すこと。

区分	番号	取組事項
服装及び保護具の着用等	２８	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管

「農作業安全のための指針について」では、安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用
・飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用
・回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用
・高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用
・粉塵のある作業場所における、防塵めがねや防塵マスク等の着用
・防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管　　　等

チェーンソーの使用にあたっては、「チェーンソー取扱作業指針について」に留意すべき事項が示されていますので参照してください。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知） Ⅰ　基本事項 第１　農作業安全一般に関する事項 　２　農作業を行う際の配慮事項 　（２）　服装及び保護具 　　　　農作業に際しては、機械に頭髪や衣類等が巻き込まれることがない各作業に適した作

業帽・服装や事故防止に必要な保護具を着用し、気象状況にも留意すること。

第３　危険箇所での作業及び危険箇所の整備に関する事項

１　転落・転倒事故の危険性が高い箇所

（４）高所

ア　高所作業を行う場合には、ヘルメット、安全帯や命綱を必ず使用し、靴は滑りにくいものをはき、泥を落としてから作業をすること。

第４　安全で快適な作業環境に関する事項

１　適正な服装、保護具の着用

（１）頭部の傷害防止

転倒、転落、落下物、飛散物等の危険性がある作業や道路走行の際には、ヘルメット等の頭部の保護具を用いること。

（２）顔面の傷害防止

飛散物が顔面に当たる危険性がある作業では、保護めがね、フェイスシールド等の保護具を用いること。

（３）巻き込まれ防止

回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装をし、頭髪は短くまとめて帽子やヘルメットをかぶり、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものを身に付けず、手袋はしないこと。

（４）手の傷害防止

刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、作業に適した保護手袋を用いること。

（５）足の傷害及び転倒の防止

重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きの恐れがある作業を行う場合には、安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いること。また、滑らない履物を選択すること。

２　作業環境への対応

（１）暑熱環境

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じる恐れがあるので、次の事項に留意すること。

イ　帽子の着用や、汗を発散しやすい服装をすること。作業場所には日よけを設ける等できるだけ日陰で作業するように努めること。

（２）寒冷環境

冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬミスにより事故を起こすことがあるので、次の事項に配慮すること。

ア　朝夕の気温の低い時間帯を外して作業を行うとともに、こまめに休憩を取って体を

温め、寒い場所での作業時間を短くする等の工夫を行うこと。防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないように努めること。

ウ　急激な温度変化にさらされると、体温調節や血圧に悪影響を及ぼす恐れがあるので、衣類等で適切に調節すること。

（３）粉塵

粉塵が発生する作業を行う際には、防塵めがね、防塵マスクを着用し、室内の場合には、発生源をカーテン等で囲い込むか、ダクト付き吸引ファンで吸引、捕集し、屋外の場合には、風上に立って作業すること。また、浮遊粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように十分に注意すること。

（４）騒音

エ　作業者側の対応としては、耳栓又はイヤーマフを着用すること。この場合、危険を防止するために、作業に必要な合図を決めておくこと。また、適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい騒音が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避けること。

（５）振動

ウ　機械を操作する場合には、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯をできるだけ避けること。振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用し作業を行うこと。

（６）照度

ウ　明るすぎる場所で作業を行う場合には、サングラスや遮光カーテン等により適切な明るさに調整すること。

（７）夜間作業の対策

ア　やむを得ず夜間作業を行う場合には、十分な照明を用意し、ヘルメットや作業服にも反射テープや反射シールを貼って目立ちやすくし、音や光による合図を考えること。

第６　燃料、農薬等の管理に関する事項

２　農薬

（３）調製時、散布前

ア　防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

（４）散布作業

エ　連続作業はせずに、休憩をはさみ、作業中の喫煙・飲食は避けること。目や皮膚に付着した農薬を除去するために、清潔なタオル、水をビニール袋等に入れて現場に持参すること。

（５）散布作業後

ウ　保護具を清掃し、所定の保管場所に保管すること。取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換し

ておくこと。また、使い捨てマスクの使用は１回とすること。農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗うようにすること。防除機械を冬季間保管する場合は、凍結する恐れがあるので、配管内の水を抜くこと。

第７　道具の安全使用

１　共通事項

（３）必要に応じて、手袋やヘルメット等の適切な保護具を使用し、使用時に飛散物が発生する場合は必ず保護めがねを着用すること。

「チェーンソー取扱作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省基準局長通知）（抜粋）

５　作業上の注意

（１）雨の中の作業等、作業者の身体を冷やすことは、努めて避けること。

（２）防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を用いること。

（３）作業中は軽く、かつ、暖かい服を着用すること。

（４）寒冷地における休憩は、できる限り暖かい場所でとるよう心掛けること。

（５）エンジンを掛けている時は、耳栓等を用いること。

区分	番号	取組事項
作業環境への対応	２９	きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施

「農作業安全のための指針について」では、きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等の取組を、きのこ生産作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

・危険箇所の表示板設置等の実施

・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施

・きのこ生産場所、きのこ関連施設出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施

・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施
・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施
・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施
・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施
・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施
・ハチ等の昆虫、へびやくま等の危険な動物への対応法及び被害にあった場合の応急処置等についての確認　等

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」
（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項
第３　危険箇所での作業及び危険箇所の整備に関する事項
　地域内の危険箇所のマップ作成や標示板設置等を行い、事故が発生しやすい危険箇所の周知徹底を図り、迂回路の表示や危険箇所の改善を行う等の対策を実施すること。
　また、危険箇所で作業を行う場合には、補助者を配置する等できる限り複数で作業を行うように努めること。
１　転落・転倒事故の危険性が高い箇所
（１）農道
イ　安全に通行できる道路幅を確保し、路肩の標示やすれ違い場所・回行場所の設定を行い、作業の状況に応じては一方通行についても検討すること。
ウ　曲がり角は隅切にし、路肩は分りやすくするため草刈りを行い、軟弱な場合は補強すること。路面の轍、水溜り、侵食されてできた溝等は平らにすること。
（２）ほ場
イ　ほ場の出入口については、傾斜を緩く、幅を広くし、軟弱な部分は補強して、機械の出入りを容易にする等の対応を行うこと。
（３）登坂、降坂
イ　傾斜地での作業の際には、車輪が浮かないようにバランス・ウエイトを取り付けること。傾斜地で等高線方向への走行を行う場合には、分担荷重が大きい側をなるべく山側にすること。傾斜地のほ場や坂道で操向クラッチを操作すると、車体が平地での操作とは逆の方向に旋回することがあるので注意すること。
（４）高所
ウ　足場、階段やリフター等の昇降設備を設けるとともに、滑り止めや手すりを設置すること。足場板、柱、ロープ類は十分な強度のものを使用し、定期的に点検すること。滑りやすい場所やスレートぶき屋根等踏み抜きの恐れがある場所では、踏み板を使う

等十分注意すること。

オ　強風時には、作業を中止して未然の事故防止に努めること。

2　挟まれ事故の危険性が高い箇所

（1）機械と柱や壁、樹木との間に挟まれないよう、これらとの間に必要な間隔を取って作業を行うこと。ハウスや倉庫等の屋内では十分な作業スペースを設けること。狭い場所で自走式機械を使用して複数の者が作業を行う場合には、合図を定め、互いに安全を確認しながら行うこと。

（2）樹園地等では、作業に危険な樹木の枝等は切り、支線には目印を付けること。

3　酸欠等の危険性がある閉鎖空間

（1）酸欠等の危険性のある閉鎖空間で作業を行う場合には、作業場所、作業時間を家族等に事前に知らせおくこと。

（2）入室する前には、十分に換気を行うこと。作業中に酸素濃度の低下等の可能性がある場合には、酸素濃度等を確認しながら作業を行うこと。また、外部に人を配置し、関係者以外が立ち入らないように危険標示をする等の処置を行うこと。危険なガスが発生する可能性のある場合には、対応した防毒マスクを装着すること。糞尿タンク、サイロ等では、すぐ脱出できるように安全帯を着用し、梯子等を掛けてから入ること。作業中は、時折互いに声を掛け合い、安全確認を行うこと。

4　倒壊等の可能性がある箇所

重量物を積み上げる作業や積荷の上での作業は、倒壊、転落、埋没の危険があるので十分に気をつけて行うこと。箱や袋等は、倒壊しないように、適切に組んで積み、積み過ぎ、荷物の中抜きはしないこと。

5　その他

（1）交通事故の危険性が高い道路については、警察、道路管理者等と協議を行い、危険回避のための予告板標識やカーブミラーの設置等の対策を行うこと。

第4　安全で快適な作業環境に関する事項

2　作業環境への対応

（1）暑熱環境

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じる恐れがあるので、次の事項に留意すること。

ア　日中の気温の高い時間帯を外して作業を行うとともに、休憩をこまめにとり、作業時間を短くする等作業時間の工夫を行うこと。水分をこまめに摂取し、汗で失われた水分を十分に補給すること。

ウ　屋内では遮光や断熱材の施工等により、作業施設内の温度が著しく上がらないようにするとともに、風通しをよくし、室内の換気に努めること。作業施設内に熱源がある場合には、熱源と作業者との間隔を空けるか断熱材で隔離し、加熱された空気は屋

外に排気すること。

（２）寒冷環境

冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬミスにより事故を起こすことがあるので、次の事項に配慮すること。

ア　朝夕の気温の低い時間帯を外して作業を行うとともに、こまめに休憩を取って体を温め、寒い場所での作業時間を短くする等の工夫を行うこと。防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないように努めること。

イ　手足が冷えてしまった場合には、直接温めて血行を回復させて、よく動くことを確認してから作業を再開すること。

（３）粉塵

粉塵が発生する作業を行う際には、防塵めがね、防塵マスクを着用し、室内の場合には、発生源をカーテン等で囲い込むか、ダクト付き吸引ファンで吸引、捕集し、屋外の場合には、風上に立って作業すること。また、浮遊粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように十分に注意すること。

（４）騒音

ア　著しい騒音は、作業者間の連絡や警報の認知を妨げ、農作業事故の発生原因となることがあるほか、難聴や身体機能の障害につながる場合もあるので、周辺に及ぼす影響についても考慮して適切な対策を行うこと。

イ　機械の導入に当たっては、事前に機械の騒音の程度を確認し、できる限り騒音の少ない機械の選定に配慮すること。

ウ　施設内では、天井や壁に吸音材を施工し、屋内外の騒音低減に努めること。

（５）振動

ア　振動に長時間にさらされると、事故や身体機能の障害につながる場合があるので、適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい振動が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避ける等適切な対策を行うこと。

イ　機械の導入に当たっては、事前に振動の程度を確認し、できる限り振動の少ない機械の選定に配慮すること。

ウ　機械を操作する場合には、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯をできるだけ避けること。振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用し作業を行うこと。

（６）照度

ア　視力の衰えや目の疲れが生じないように、照明により作業場所を適度な明るさに保つこと。

イ　暗い場所で作業を行う場合には、適切な明るさの光源を用意し、視界を確保し、足元まで照らすようにすること。

ウ　明るすぎる場所で作業を行う場合には、サングラスや遮光カーテン等により適切な

明るさに調整すること。

（７）夜間作業の対策

イ　転落、転倒、追突等の危険性が高い箇所には、反射板、反射テープ、反射シール等を貼ったガードレール、標識、杭等を設置するか、街灯を整備すること。

３　作業姿勢、重量物取扱いへの配慮

著しく腰を曲げる等のきつい姿勢をとる作業や長時間にわたり同じ姿勢を続ける作業では、首、肩、腰等へ疲れが集中し、肩こり、腰痛等の原因となり、また、事故の要因ともなるので、作業台や棚の高さや配置の工夫、作業工程の変更等により作業姿勢を改善するとともに、体操や休憩により疲労の回復に努めること。

また、重い荷物の運搬は、転倒や腰痛等の原因となることがあるので、荷物の分割、複数での運搬、運搬台車の利用等により、なるべく負担を少なくするように努めること。

区分	番号	取組事項
機械等の導入・点検・整備・管理	３０	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理（法令上の義務を含む）

「農作業安全のための指針について」及び「農作業安全対策の推進について」では、機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認
・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認
・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止
・機械等において指定された定期交換部品の交換
・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備
・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理　等

高圧殺菌釜はのうち、第一種圧力容器（小型圧力容器を除く）は、使用を開始した後１月以内ごとに１回、小型圧力容器は１年以内ごとに１回、定期自主検査を行い、異状箇所を整備しなくてはいけません。

また、第一種圧力容器検査証の有効期間は１年であり、継続使用する場合は、有効期間内に性能検査に合格する必要があります。

一般的に常圧殺菌釜とされているもの（ゲージ圧力 0.1 メガパスカル以下で使用する容器で内容積が 0.01 ㎥以下のもの及び最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.001 以下の容器）は、定期自主点検、性能検査などの法的義務はありません。

小型ボイラーを使用する場合は、１年以内ごとに１回、定期自主検査を行い、異状箇所を整備しなくてはいけません。

チェーンソーの使用にあたっては、「チェーンソー取扱作業指針について」に留意すべき事項が示されていますので参照してください。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」
（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項
第１　農作業安全一般に関する事項
１　就業の条件
（１）安全に農作業を行うための基本事項
ア　農作業に従事する者は、自己及び他人に危害が生じないよう、日頃から安全意識を持って、農業用機械・器具の日常点検や適正な操作等を通じ安全な作業の実施に心がけるとともに、周辺環境にも配慮すること。
２　農作業を行う際の配慮事項
（３）機械・器具等の点検
機械・器具を用いる作業を行う場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても事前に確認を行っておくこと。
機械・器具及び安全装備等に異常がある場合には、調整又は修理を受ける等の必要な措置を必ず行うこと。

第５　機械の導入、利用、管理等に関する事項
１　機械の導入
（１）機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を参考とすること。
中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整

備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

2　機械の利用

（3）点検、整備

使用前後には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。指定された定期交換部品は必ず交換すること。

3　機械の管理

（1）管理のための記録等

運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づき適正な管理を行うこと。法律に基づく点検は必ず受け、法律の規定がなくとも、年に1回は認定整備施設（「農業機械整備施設設置基準」昭和44年5月31日付け44農政第2285号農林水産事務次官依命通知）等で整備すること。

（2）格納庫の整備

出入口の高さや幅、天井の高さ、床面積は余裕を持たせ、点検・整備の際のジャッキアップも考慮して、床面を舗装すること。また、出入口は目立つ色で塗装し、道路に面している場合は、出入口にカーブミラーを設置すること。

内部は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇等を設置して換気をよくすること。

（3）機械の保管

昇降部を下げ、キーを抜いておくこと。

搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ず使用すること。これ以外の作業機でも、着脱や格納庫内での整理を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せることが望ましい。

作業後は機械を清掃し、作物の屑、泥、埃等を取り除くこと。

第7　道具の安全使用

1　共通事項

（2）使用前に取扱説明書を熟読するとともに、熟練者から指導を受けること。使用前に点検し、変形、異常があった場合は使用を中止すること。

「農作業安全対策の推進について」（平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

5　安全性の高い農業機械の導入

これまで、補助事業の採択等を通じ、安全性の高い農業機械の普及を推進してきたところであるが、今後は、補助事業を活用しない機械（中古機械を含む。）の導入に際しても、

型式検査（農業機械化促進法（昭和２８年法律第２５２号）第６条第２項に規定する型式検査をいう。）及び安全鑑定（生物系特定産業技術研究支援センター農業機械安全鑑定要領（平成１５年１０月１日付け１５生研セ第３２号）に基づく鑑定をいう。）の趣旨や安全キャブ及び安全フレームの装着効果の周知等を通じ、安全性の高い機械が選択されるよう、農業者等への啓発・指導を推進すること。

「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）

（譲渡等の制限等）

第４２条　特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

（定期自主検査）

第４５条　事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）（抜粋）

（特定機械等）

第１２条　法第三十七条第一項 の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一　ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法 の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法 （昭和三十九年法律第百七十号）の適用を受けるものを除く。）

二　第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法 の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法 、高圧ガス保安法 （昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法 （昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和四十二年法律第百四十九号）の適用を受けるものを除く。）

三～八　略

２　法別表第一第二号の政令で定める圧力容器は、第一種圧力容器とする。

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第１３条　法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

２ 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法 、高圧ガス保安法 又はガス事業法 の適用を受けるものを除く。）とする。

３ 法第四十二条 の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一～二十五　略

二十六　 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法 、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七～三十四　略

（個別検定を受けるべき機械等）

第１４条　 法第四十四条第一項 の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一　略

二　第二種圧力容器（船舶安全法 の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法 、高圧ガス保安法 又はガス事業法 の適用を受けるものを除く。）

三 小型ボイラー（船舶安全法 の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法 の適用を受けるものを除く。）

四 小型圧力容器（船舶安全法 の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法 、高圧ガス保安法 又はガス事業法 の適用を受けるものを除く。）

（定期に自主検査を行うべき機械等）

第１５条　法第四十五条第一項 の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一　第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十三条第三項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第十四条第二号から第四号までに掲げる機械等並びに前条第十号及び第十一号に掲げる機械等

二～十一　略

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和４７年労働省令 33 号）（抜粋）

第２章　ボイラー

（定期自主検査）

第３２条　事業者は、ボイラーについて、その使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期に、次の表の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないボイラーの当該使用しない期間においては、この限りでない。

項目		点検事項
ボイラー本体		損傷の有無
燃焼装置	油加熱器及び燃料送給装置	損傷の有無
	バーナ	汚れ又は損傷の有無
	ストレーナ	つまり又は損傷の有無
	バーナタイル及び炉壁	汚れ又は損傷の有無
	ストーカ及び火格子	損傷の有無
	煙道	漏れその他の損傷の有無及び通風圧の異常の有無
自動制御装置	起動及び停止の装置、火炎検出装置、燃料しや断装置、水位調節装置並びに圧力調節装置	機能の異常の有無
	電気配線	端子の異常の有無
付属装置及び付属品	給水装置	損傷の有無及び作動の状態
	蒸気管及びこれに付属する弁	損傷の有無及び保温の状態
	空気予熱器	損傷の有無
	水処理装置	機能の異常の有無

（補修等）

第３３条　事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なつた場合において、異状を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

第５節　性能検査

（ボイラー検査証の有効期間）

第３７条　ボイラー検査証の有効期間は、一年とする。

２　前項の規定にかかわらず、構造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式ボイラーであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式ボイラーの検査証の有効期間を構造検査又は使用検査の日から起算して二年を超えず、かつ、当該移動式ボイラーを設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができる。

（性能検査等）

第３８条　ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係るボイラー及び第十四条第一項各号に掲げる事項について、法第四十一条第二項 の性能検査（以下「性能検査」という。）を受けなければならない。

２　法第四十一条第二項 の登録性能検査機関（以下「登録性能検査機関」という。）は、前項の性能検査に合格したボイラーについて、そのボイラー検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超え二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

（性能検査の申請等）

第３９条　法第五十三条の三 において準用する法第五十三条の二第一項 の規定により労働基準監督署長が行うボイラーに係る性能検査を受けようとする者は、ボイラー性能検査申請書（様式第十九号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用）

第３９条の２　法第五十三条の三 において準用する法第五十三条の二第一項 の規定により労働基準監督署長がボイラーに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における第三十八条第二項 の規定の適用については、同項 中「法第四十一条第二項 の登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は法第四十一条第二項 の登録性能検査機関」とする。

（性能検査を受けるときの措置）

第４０条　ボイラーに係る性能検査を受ける者は、ボイラー（燃焼室を含む。）及び煙道を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が認めたボイラーについては、ボイラー（燃焼室を含む。）及び煙道の冷却及び掃除をしないことができる。

２　第六条第二項及び第三項の規定は、ボイラーに係る性能検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第３章　第一種圧力容器

（定期自主検査）

第６７条　事業者は、第一種圧力容器について、その使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しない第一種圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一　本体の損傷の有無

二　ふたの締付けボルトの摩耗の有無

三　管及び弁の損傷の有無

２　事業者は、前項ただし書の第一種圧力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

３　事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

（補修等）

第６８条　事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なつた場合において、異状を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

第４節　性能検査

（第一種圧力容器検査証の有効期間）

第７２条　第一種圧力容器検査証の有効期間は、一年とする。

（性能検査等）

第７３条　第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係る第一種圧力容器及びその配管の状況について、性能検査を受けなければならない。

２　登録性能検査機関は、前項の性能検査に合格した第一種圧力容器について、その第一種圧力容器検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超え二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

（性能検査の申請等）

第７４条　法第五十三条の三 において準用する法第五十三条の二第一項 の規定により労働基準監督署長が行う第一種圧力容器に係る性能検査を受けようとする者は、第一種圧力容器性能検査申請書（様式第十九号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用）

第７４条の２　法第五十三条の三 において準用する法第五十三条の二第一項 の規定により労働基準監督署長が第一種圧力容器に係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における第七十三条第二項 の規定の適用については、同項 中「登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は登録性能検査機関」とする。

（性能検査を受けるときの措置）

第７５条　第一種圧力容器に係る性能検査を受ける者は、第一種圧力容器を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が認めた第一種圧力容器については、冷却及び掃除をしないことができる。

２　第五十二条第二項及び第三項の規定は、第一種圧力容器に係る性能検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第４章　第二種圧力容器

（定期自主検査）

第８８条　事業者は、第二種圧力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない第二種圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一　本体の損傷の有無

二　ふたの締付けボルトの摩耗の有無

三　管及び弁の損傷の有無

２　事業者は、前項ただし書の第二種圧力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

３ 事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

（補修等）

第８９条　事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なつた場合において、異常を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

第５章　小型ボイラー及び小型圧力容器

（定期自主検査）

第９４条　事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型圧力容器の当該使用しない期間におい

ては、この限りでない。

一　小型ボイラーにあつては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無

二　小型圧力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無

（補修等）

第９５条　事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なつた場合において、異常を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

「チェーンソー取扱作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省基準局長通知）（抜粋）

第１　事業者の措置

２　チェーンソーの点検・整備

（１）　チェーンソーを製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つようにすること。

（２）　ソーチェーンについては、目立てを定期的に行い、予備のソーチェーンを業務場所に持参して適宜交換する等常に最長の状態で使用すること。

また、チェーンソーを使用する事業場については、「振動工具管理責任者」を選任し、チェーンソーの点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録すること。

区分	番号	取組事項
機械等の利用	３１	機械、装置、器具等の適正な使用

「農作業安全のための指針について」では、機械、装置、器具等の適正な使用を、きのこ生産作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

また、チェーンソーの使用に当たっては、「チェーンソー取扱作業指針について」に、作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項を示しています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

・機械等の取扱説明書の熟読、保管
・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定
・乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結
・刈払機使用時の、部外者の立入禁止
・脚立の固定金具の確実なロック
・チェーンソー作業時の適切な使用、作業時間の適切な管理　　等

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第５　機械の導入、利用、管理等に関する事項

２ 機械の利用

（１）取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

また、取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

（２）目的外使用と改造の禁止

本来の目的以外に使用しないこと。改造しないこと。特に、安全装備を取り外さないこと。

第７　道具の安全使用

２ 脚立、梯子

（１）基本

使用最大荷重の範囲内で使用し、また、飛び降りはしないこと。

（２）転倒防止

ア　風雨の中や風の強い場所では使用しないこと。

イ　安定しない場所には設置しないこと。特に台や箱の上に載せて使用しないこと。また、足元や周囲がはっきり見えない暗がり、通行者と衝突する恐れがある出入口の前では使用しないこと。

ウ　開き止め等の固定金具は、確実にロックしてから使用し、折りたたんだままの使用や、水平にしての使用は行わないこと。

梯子を掛ける場合は、正面から見て垂直で、壁面に対して適正な傾斜角度にすること。また、曲面に踏桟が直接当たると、横滑りして梯子が不安定になるので、電柱や木等には極力立て掛けないこと。

エ　複数の者が同時に上がらないこと。作業中、壁や物を無理に押したり、引いたりしないこと。

（３）転落防止

イ　踏桟にグリース、油、泥、雪、ペンキ等滑りやすいものが付いている場合は、きれいにふき取ること。

ウ　脚立や梯子を背にしたり、荷物で両手がふさがれた状態で昇降したりしないこと。

また、脚立の天板の上に立って作業を行わないこと。

エ　つなぎ目が折れる恐れがあるので、脚にパイプや木等をつながないこと。

（４）その他

運搬時や設置時には、送配電線等に触れることのないように注意すること。

３　包丁、鉈、鎌、槌、フォーク、鋤、鍬等農具

（３）切子等が人のいる方向へ飛散したり、器具が周囲の人に接触したりしないように作業位置、方向を工夫すること。必要であれば、対象物を固定する治具や作業台を併せて使用すること。

Ⅱ 機種グループ別事項

第１　乗用型機械

２　一般事項

（１）基本

ア　緊急時に備えて、家族や作業者全員が作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を確認しておくこと。

イ　座席位置、ハンドル位置、座席のサスペンションを体格に合わせて最適位置に調整すること。チルトハンドルの場合、ハンドル調節時以外にはコラムを固定すること。

ウ　パワーステアリング付きの機械は、ハンドルが軽いため、回しすぎてふらつくことがあるので、道路走行時には慎重に操作すること。

クローラー式機械は、旋回方式によって、旋回半径、旋回中心位置が変わるのを理解して使用すること。

（２）安全フレーム、安全キャブ、シートベルトの装着

機械の転倒、転落による事故が多発しているので、トラクター等安全フレーム又は安全キャブを装着可能な機械は極力装着し、併せてシートベルトも着用すること。

３ 作業前

（1）基本

ア　機械を始動、運転するときには、前後左右をよく確認し、付近に人を近づけないこと。

エンジンの始動は、必ず運転席に座り、変速レバー、ＰＴＯ変速レバー、各種操作レバーが中立位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。

イ　ブレーキやクラッチの操作ができなくなる恐れがあるので、運転席の足元に物を置かないこと。

ウ　自動化装置は、使用方法を理解してから使用すること。

（2）移動走行

ア　重量のある直装式の作業機を後部装着して走行する場合は、前輪にかかる荷重が減少して操舵しにくくなるので、速度を下げて走行し、必要に応じてバランス・ウエイトを装着すること。

左右独立ブレーキの付いた機械では、走行、登降坂、畔越え時には、左右のブレーキペダルを連結すること。

イ　本機と作業機の幅や高さの違いに注意し、防除機のブーム、代かきローター等の幅が広いものは折りたたむこと。

ウ　暴走する恐れがあるので、急な下り坂では、走行クラッチを切ったり、変速を中立にする等、惰性で走行しないこと。

（3）道路走行

ア　作業灯を消灯し、ディファレンシャル装置のロックを解除するとともに、昇降部落下防止装置を固定にした上で、交通ルールを遵守して走行すること。

左右独立ブレーキの付いた機械は、左右のブレーキペダルを連結すること。

イ　一般の自動車との速度差が事故につながることがあるので、低速車であることを表示するマーク（低速車マーク）や反射テープ等で目立つようにし、機体幅も反射マークや反射テープの貼付等により認識されやすくすること。

ウ　道路運送車両法で規定する保安基準に適合しない機械は道路を走行できないので、トラック等で運搬すること。

（4）作業機の着脱

ア　作業機の取扱説明書についても使用前に熟読すること。また、保管場所を決めて、いつでも取り出して読めるようにすること。

イ　着脱の際には、作業機と本機の間や作業機の下に入らず、作業機にスタンド等が付いている場合は、必ずスタンド等を使用して機械を安定させた上で行うこと。

ＰＴＯ伝導軸は適切な長さのものを使用し、防護カバーの回り止めチェーンも確実に固定すること。また、作業機の装着によって機体の重量バランスが大きく崩れる場合には、バランス・ウエイトを装着すること。

4　作業中

（1）基本

ア　補助作業者を使う機械作業では、作業者の体格、体力を考慮して、作業負担が過重とならないように作業速度等を調節すること。

イ　作業部、ＰＴＯのクラッチは、補助作業者に合図して確認した後に入れること。

ウ　機械から離れるときには、作業機を下げ、エンジンを止め、駐車ブレーキをかけ、キーを抜くこと。

エ　あぜ塗り機、振動サブソイラー等振動が大きい機械で作業を行う場合には、腰痛等健康への影響を抑えるため、随時休憩をとること。

オ　排気ガスによる一酸化炭素中毒の恐れがあるので、室内やビニールハウス内では十分換気しながら、暖機運転や作業を行うこと。

（２）転倒、転落、機械からの転落防止

ア　機械への乗り降りは、原則として、機械を背にして行わないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥はこまめに取り除くこと。

イ　必ず運転席に座って運転し、座席や乗車位置以外のところに人を乗せないこと。

　補助作業者が乗車する場合には、転落防止ガードやチェーンをかけて作業すること。

ウ　急旋回、急発進、急停止はしないこと。また、作業中に飛び乗り、飛び降りをしないこと。クローラーは滑りやすいので、足を掛けて乗り降りしないこと。

エ　最大積載重量を超えないようにすること。

　コンテナを積載している場合には、コンテナがずれて落下しないように十分注意しながら作業すること。収穫作業では、荷台等に積載された収穫物が増えてくると、機体の重量バランスが変化するので、十分注意しながら作業すること。

（３）衝突、挟まれ、巻き込まれ防止

ア　機械の通路に、機体や安全キャブ・フレームに当たる障害物がないか確認すること。

イ　トラック等伴走車との組作業を行う機械では、合図を決めておき、協調性をもって作業できるようにすること。

　収穫物等の運搬車への移し替えの際には、衝突や人の挟まれ等に注意しながら行うこと。大型の作業機や積載した荷物によって周囲が見にくい場合には、誘導者を決め誘導に従うこと。

ウ　作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、エンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で行うこと。また、油圧式の昇降部を上げている場合は、一般的に時間とともに下がってくることが多いので、必ず昇降部落下防止装置を固定にしておくこと。

（４）資材等の取扱い

　薬液タンク等に液体を入れて移動する場合は、重心が移動して機械が不安定になりやすいので、低速で行うこと。

　牧草、堆肥等は、水分によって比重等の物理性が大きく異なることを念頭に置いて、梱包、運搬作業を行うこと。

第２ 歩行型機械

２　一般事項

（１）緊急時に備えて、家族や作業者全員がエンジンの停止方法、運転操作方法を確認しておくこと。

（２）主クラッチの入り切り等の操作方法が機種によって異なる場合があるので、よく理解してから使用すること。

（３）道路上の移動走行は極力避け、トラック等に積載して運搬すること。

３　作業前

トラック等への積み下ろしの際には、水田車輪や耕うん爪、尾輪等を歩み板や周囲に引っかけないように注意すること。

４　作業中

（１）基本

ア　挟まれ、巻き込まれ防止

（ア）エンジンの始動は、各操作レバーを中立又は切の位置にした上で行うこと。

（イ）不用意にロータリーや植付部の下に足を入れたりしないこと。また、作業機を回転させたままで移動走行しないこと。

（ウ）後進時には、転倒して作業機に巻き込まれる危険性や、物と機械の間に挟まれる危険性が高いので、路面状態や後方の障害物に注意すること。

トラクターでは、後進の発進時にハンドルが持ち上がりやすいので、エンジン回転速度を下げ、しっかり押さえながらゆっくり主クラッチをつなぐこと。

（エ）ハウスや小屋の中、果樹園等、障害物がある場所では、周囲をよく確認しながら作業を行うこと。壁際での旋回は、壁と反対側の広い方向にハンドルを回すようにすること。

イ　転倒、転落防止

（ア）坂道、傾斜地では、操向クラッチを極力使わず、ハンドル操作によって旋回すること。

（イ）ディファレンシャル装置によって旋回するトラクターでは、坂道、傾斜地では装置をロックしておくこと。

（ウ）ハンドルの向きが変わる機械では、移動時はハンドルを正規の位置に確実に固定すること。

ウ　その他

長時間歩行すると疲労しやすいので、休憩を多めにとり疲労の蓄積を少なくすること。

（２）　トラクターへのトレーラー装着

ア　操向クラッチ操作を極力行わず、ハンドル操作で旋回すること。また、ジャックナイフ現象を起こして転倒する恐れがあるので、急なハンドル操作をしないこと。

イ　ブレーキ操作を妨げるような物をフートプレートの上に置かないこと。

ウ　追突されないようにトレーラーに反射シールや反射マークを貼ること。

エ　トレーラーの鳥居部分に過大な荷重をかけると折れて押し潰される恐れがあるので、

長大物等を多量にもたれかけさせて積載しないこと。

（３）トラクターによる定置作業

ＰＴＯ軸にベルトをかけて動力を取り出す作業では、エンジンを回しながらベルト掛けをしないこと。ベルトに巻きこまれないように周囲に柵等を設置すること。

５　作業後

ＰＴＯ軸を使用しない時には、ＰＴＯ軸にカバーを付けておくこと。

輪距調節や作業機着脱を行うときには、機体を支える台やスタンドを使用すること。

第３　定置機械

２　一般事項

（１）基本

緊急時に備えて、家族や作業者全員が機械停止方法を確認しておくこと。

（２）バーナーを有する機械

ア　排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら利用すること。煙突を有するものにあっては、接続が外れていると排ガスが室内に漏れて危険なので、運転前に点検すること。

イ　消火器を常備すること。使用期限を過ぎたものは交換すること。

ウ　異常燃焼等の原因になるので、指定以外の燃料、購入後長期間経過し変質した燃料や水が混入した燃料を使用しないこと。

（３）　エンジン式機械

屋内では、排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら使用すること。

燃料補給はエンジンが冷えているときに火気に注意して行い、こぼれた燃料はよくふき取っておくこと。

（４）電動式機械

コンセント、電源プラグ、電源コード、アース線、スイッチボックスの破損、腐食、断線等を見つけたらすぐ修理すること。

防水部分以外の電気系統に水がかからないようにすること。

３　据付

（１）基本

据付は、平坦で十分な強度のある場所に行うこと。据付及び移設は、専門的知識を有する者に依頼すること。

可動部がむき出しにならないよう、カバーを付けるか、あるいは防護柵を設置すること。加工物等が飛散又は落下して傷害を起こす可能性がある場合も同様とする。

（２）バーナーを有する機械、エンジン式機械

ア　燃料タンクは適正なものを使用し、燃料タンクから機械への配管は燃料の漏れがないよう確実に接続すること。

イ　不完全燃焼や排ガスによる中毒を防止するため、閉鎖空間で使用する場合は必ず空気取入れ口を設けるほか、屋内で使用する場合は換気を十分考慮すること。

ウ　発生する熱が周囲に影響を及ぼさないよう、機械の周りに空間を十分に確保すること。

（３）電動式機械

ア　制御盤は、水、埃のかからない場所に設置すること。

イ　機械に必要な種類の電源、容量を確保すること。また、漏電防止のために、アースをとるとともに、漏電ブレーカーも設置すること。

ウ　電源コードは、発熱するので束ねず、また、引っ張られないように余裕をもって取りまわし、水や油気のある所、高温部の付近、鋭い角の上等を避けて配線すること。踏みつけによる切断がないように、通路を避けて配線するか、カバーする他、ねずみ等による被害が懸念される場所では金属パイプ等でカバーすること。

４　作業前

（１）バーナーを有する機械、エンジン式機械

ア　運転前には必ず配管の損傷、燃料漏れ、給気筒・給気口の状況、煙突の接続等について点検すること。なお、高温になる部分の掃除、点検は、運転前、常温に冷めた状態で行うこと。

バーナーやエンジンの周辺に可燃物を置かないこと。

イ　給油は、機械の運転前に行い、給油中はその場から離れず、燃料がこぼれたらきれいにふき取ること。また、周囲では、裸火は使用しないこと。

（２）空圧式機械

空気タンクが錆びて強度が低下していないか、定期的に点検・整備すること。

運転開始時にリリーフバルブの動作確認を行うこと。

５　作業中

（１）基本

ア　機械の始動、停止、点検及び整備は作業者全員に分かるよう合図をし、確認した上で行うこと。

イ　指定された回転速度以上で作業をしないこと。

ウ　作業服は袖や裾が締まるものを着用し、手袋は使用しないで、コンベヤ、チェーン、供給装置等に巻き込まれないように注意すること。また、送風機に体や衣服が吸い込まれないよう注意すること。

ベルトの掛け外し、点検・整備、供給部等の巻き付き及び詰まりの除去は、機械を停止してから行うこと。

エ　飛散物のある機械では、傷害の恐れがあるので、関係者以外は機械周辺に近寄らせないようにすること。

（２）バーナーを有する機械

ア　不完全燃焼にならないように燃焼状態を定期的に点検すること。異常を感じた場合は、

すぐに消火して専門的知識を有する者に修理を依頼すること。

イ　安全装置が作動して機械が停止したときには、いったん主電源を切り、停止の要因を解除してから安全を確認した上で再起動すること。

（3）電動式機械

ア　点検調整は、電源プラグを抜くか、電源ボックスのスイッチを切った状態で行うこと。

イ　感電の恐れがあるので、主電源を入れた後には、電源ボックス内等通電部分に触れないこと。また、濡れた手で電源プラグやスイッチに触れないこと。

ウ　停電時には、いったん電源スイッチを切り、電源プラグを抜くこと。復帰後、改めて電源プラグを接続し、安全を確認した上でスイッチを入れること。

（4）空圧式機械

機械の仕様にあった圧力で使用すること。空気圧を抜いたときに、アクチュエーター等の自然落下に注意すること。

6　作業後

（1）電動式機械

ア　電源プラグをコンセントに長期間接続したままにすると、ほこりが溜まって絶縁が悪くなり火災の危険性があるので、接続部分を掃除すること。

イ　電線をねずみにかじられないよう、餌となる穀物等を掃除し、侵入口をふさいでおくこと。

（2）空圧式機械

エアコンプレッサを使用するものでは、空気タンク内の空気とたまった水を抜いておくこと。

第4　携帯式機械

2　一般事項

ア　緊急時に備えて、家族や作業者全員が機械停止方法を確認しておくこと。

イ　防護カバーを取り外したまま使用しないこと。

ウ　身に付ける機械では、緊急時に備えて、普段から機体を体から離す訓練をしておくこと。

エ　肩掛けバンドやハンドル位置を調整して重量バランスをとっておくこと。

オ　刈刃等の刃部を取り扱うときには、厚手の手袋を着用し、刈刃は確実に固定すること。

3　作業前

ア　各部のネジの緩み、破損、亀裂、磨耗等がないか確認するとともに、電源コードの損傷、スイッチの作動不良等がないか点検すること。

イ　背負式の場合、背負ったとき、背負バンドと操作レバーがもつれないようにすること。

ウ　作業現場の異物（石、空き缶、杭等）を除去するか、除去できないものは目印を付すこと。

４ 作業中

（１）基本

ア　部外者や動物を遠ざけ、周囲を確認しながら作業を行うこと。複数で作業を行う場合、機械の始動、作業の開始は、合図をし、安全を確認した上で行うこと。

イ　資材の補給、点検、調整時や機械を地面に置くときには、可動部分を停止させること。また、移動時には、可動部分を停止させ、刈刃等の刃部にカバーを付けること。

ウ　飛散物が発生する機械では、防護めがね等の適切な保護具を着用すること。

（２）エンジン式機械

ア　適正なエンジン回転速度で作業を行い、スロットルレバーを針金等で固定しないこと。感電の恐れがあるので、プラグキャップや高圧コードに触れないこと。

イ　ハンドル振動対策、騒音対策として、防振手袋、耳栓、イヤーマフを使用すること。ハンドル振動、騒音の影響を最小限とするため、こまめに休憩をとること。寒冷作業時や気温の低い早朝時等では振動障害、凍傷の危険性が高まるので、手を十分に温めること。

ウ　作業者に連絡をとる場合には、前方に回って遠くから呼びかける等、騒音で作業者が他者の接近に気づかない恐れがあることを考慮した安全な方法によること。

エ　ハウス内で使用する場合は、排気ガスによる中毒の恐れがあるので、換気をしながら、極力短時間に作業を行うこと。

（３）電動式機械

ア　電線コードは接続部が引っ張られないように余裕を持たせるとともに、コードでのつまずきや、切断することがないように、取り回しに注意するとともに作業方法についても検討すること。

イ　コンセントに電源プラグを差し込む際には、電源スイッチが切になっていることを確認した上で行うこと。また、電源プラグの抜き差しで電源の入り切りを行わないこと。感電の恐れがあるので、濡れた手では取り扱わないこと。

５　作業後

格納する場合は、火気がなく、直接日光が当たらない乾燥した場所に保管すること。

長期間格納する場合には、エンジン式機械では燃料を抜き取っておくこと。

第５　遠隔操作機械、無人走行機械

１　遠隔操作機械

（１）適用範囲

機械本体と操縦装置が分離され、距離を隔てて操縦装置から信号を送って運転操作するものについて適用する。

ここでは、無線操縦式ヘリコプター、無線操縦式草刈り機等を想定している。

（２）一般事項

ア　作業に適した気象条件下で作業を行うこと。

イ　事前にモニター用受信機で発信しようとする周波数の電波を聴取の上、使用されていないことを確認すること。

ウ　無線操縦式ヘリコプターにより、空中散布等を行う場合には、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成３年４月22 日付け３農蚕第1974 号、農蚕園芸局長通知）に基づき実施するとともに、「産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための手引き」（(社)農林水産航空協会）を参考にすること。

（３）作業前

ア　現場の状況がよく分かる地図を用意するとともに、作業区域の状況（地形、障害物）を予め調査し、作業経路等の計画を作業者全員で打ち合わせておくこと。

イ　作業区域、障害物等が操縦者から容易に識別できるように事前に標識を設置すること。

（４）作業中

ア　基本

（ア）関係者以外が近づかないように、必要な措置を講ずること。

（イ）操縦者、誘導者は、ヘルメット等を着用すること。操縦者は、操縦装置のつりバンドを必ず首にかけて操作すること。

（ウ）必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。

方向転換しながら操作する場合には、機械の前後左右の入れ替わりを十分確認しながら行うこと。

（エ）操縦者は、機械と補助者や自分の位置関係を確認しながら移動し、機械を人のいる方向に向けないこと。

操縦者は、足場の良いところを移動すること。足場が不安定な場所では、機体を止めてから移動すること。

（オ）　操縦に不具合が発生した場合には、機械が停止するまで操縦装置の緊急停止ボタンを押し続ける等して、暴走を防ぐこと。無線操縦式ヘリコプターでは速やかに安全な場所に降下させること。

（カ）車両の場合、遠隔操縦時には人を乗車させないこと。傾斜地で遠隔操縦する場合は、転倒等の際に巻き込まれないよう、人が機械の下方に位置しないよう配慮すること。

（キ）遠隔操作と有人運転（機械本体の運転装置で直接運転操作すること。）の切替操作は正しく行うこと。

イ　飛行操縦

（ア）操縦者は、操縦技術に習熟し、かつ無線操縦式ヘリコプターを用いた農薬等の散布技術を習得していること。

（イ）機体等は、空中散布等の作業に適した性能を有したものであること。

（ウ）空中散布等は、気流の安定した時間帯に、かつ、風速３m/秒以下の場合に実施すること。

（エ）離着陸位置及びその周囲の地上状況について安全を十分に確認し、操作は安全に行うこと。電波障害が生じるので鉄道、高圧線、発電所、変電所等と十分な距離を取って飛行させること。

人や建物、障害物、太陽等に向けて飛行させないこと。

（オ）作業に当たっては、必ず誘導者を決め誘導すること。誘導者は、機械を通行人や車等に近づけないよう、これらの接近を操縦者に連絡すること。

（カ）同一地区に２機以上同時に飛行させる場合は、混信を起こさないよう離れた周波数を使用し、相互に200m 以上距離を取って作業すること。

（５）作業後

ア　機械本体の水洗いをする時には、電気系統に水がかからないようにすること。

イ　内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、機械本体の制御装置の近くでは電気溶接を行わないこと。

ウ　無線操縦ヘリコプターにあっては、機体本体、操縦装置及び散布装置は別々に倉庫等に施錠して保管する等厳重な保管管理に努めること。

２　無人走行機械

（１）適用範囲

無人で自動走行する機械、あるいは有人であっても走行操作の自動運転が可能な機械について適用する。

ここでは、無人単軌条運搬機、無人スピードスプレーヤ、自動摘採機等を想定している。

（２）一般事項

ア　緊急時に備えて、家族や作業者全員が機械停止方法を確認しておくこと。

イ　取扱説明書や手引きをよく読んで取扱方法を理解しておくこと。無人運転、有人運転、遠隔操作等の切り替えは、決められた手順どおりに行うこと。

ウ　作業範囲は監視者が緊急停止できる範囲にすること。

エ　機械を使用する場所の周辺で、誤作動の原因となる電気溶接機や無線送信機等を使用しないこと。また、高圧線、鉄道の付近を避けて使用すること。

オ　操縦に不具合が発生したら、必ず点検・整備を受けること。

（３）経路の敷設、設定

ア　経路の敷設は専門的知識を有する者に依頼して行うこと。

イ　経路は、十分な強度、幅員、安全な勾配、曲率半径等を有するものとし、経路の端部は道路への暴走を防止する装置（ストッパー）を備えること。

ウ　作業経路上及び周囲に、関係者以外が立ち入らないように、防護柵や監視者を設置する等の処置を行うか、人が接近した場合は機体が自動停止する構造にすること。

経路が道路に連絡している場合、作業道・耕作道の上を横断している場合は、運転中であることが明瞭にわかる標識をつけ通行する者に注意を促すこと。また、必要に応じて、通行する者が避難できる場所を確保し、これを表示すること。

（４）作業前

ア　経路の保全

（ア）支柱の沈下や傾き、浮き上がり、取り付け部の緩み、磨耗等の異常がないことを確認すること。

（イ）経路分岐器の作動を確認するともに、経路に設けたストッパーの破損がないか確認すること。また、誘導電線の断線、ショートの有無を点検すること。

（ウ）有人運転のことも考慮して、経路に障害物がないように環境整備をしておくこと。

ウ　起動時

機械の周囲に人がいないか、また、不意に飛び出す恐れがないか確認し、合図を行い、安全を確認してから起動すること。

（５）　作業中

ア　基本

（ア）緊急停止装置、走行時衝突防止装置、暴走防止装置、速度制御装置、接近検出装置、接触検出装置等に異常が発生していないか監視すること。

（イ）無人運転専用に作られている機械に絶対に乗車しないこと。

（ウ）走行中に積み降ろし、積み替えをしないこと。無人運転時の荷役作業では、機械の停止、発進を確実に操作し確認しながら行うこと。

（エ）誤って意図しない方向に走行したり、分岐点で脱線したりすることのないように経路分岐点の切り替えは確実に行うこと。

（オ）運転中に万一制御不能が発生した場合には、緊急停止ボタン等を操作して停止させ、機械が完全に停止したことを確認すること。

イ　有人運転時

（ア）乗車位置以外には乗らないこと。飛び乗り、飛び降りしをないこと。

（イ）衝突や転落の恐れがあるので、ヘルメットを着用すること。また、経路周辺の障害物に注意すること。

（ウ）非常停止装置が作動して運転停止した場合、非常停止の要因を確認して解除した後、いったん主電源を切り、安全を確認してから再度起動し運転すること。

（６）作業後

ア　カバーを開けて水洗いするときには、電気系統に水がかからないようにすること。

イ　定期的に経路、各安全装置、電気系統、警報装置、バッテリー、ブレーキ、誘導用制御機器等の点検を行うこと。点検、修理の際は、機械の進行方向に極力立たず、歯止め等の暴走防止策を施してから行うこと。

ウ　異常を認めたときは、直ちに点検等必要な措置を講ずること。修理は、専門知識を有する者に依頼して行うこと。

エ　内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、制御装置の近くでの電気溶接や、雷発生時の運転等は行わないこと。

オ　屋外で保管する機械については、施錠する等厳重な管理に努めること。

第６　荷役用機械
農業現場で使われることの多いフォークリフト、ホイルローダー、スキッドステアローダー、クレーン、移動式クレーン等については、労働安全衛生法等の関係法令に従って、技能講習を受講し、道路を走行する大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては自賠責保険に加入するとともに、必要な免許等を取得するなど、適正に使用すること。

「チェーンソー取扱作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省基準局長通知）（抜粋）

第１　事業者の措置
４　チェーンソーの使用上の注意
（１）　下草払い、小枝払い等は、手鋸、手おの等を用い、チェーンソーの使用をできる限り避けること。
（２）　チェーンソーを無理に木に押しつけないよう努めること。また、チェーンソーを持つときは、ひじや膝を軽く曲げて持ち、かつ、チェーンソーを木にもたせかけるようにして、チェーンソーの重量をなるべく木で支えるようにし、作業者のチェーンソーを支える力を少なくすること。
（３）　移動の際はチェーンソーの運転を止め、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避けること。

農業用トラクター、コンバイン等の個別機種ごとの作業上の留意事項については、「農作業安全のための指針」の参考資料として、「個別農業機械別留意事項」（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）が取りまとめられているので、参考にしてください。

・農林水産省ホームページ「農作業安全対策」中「農作業安全関係通知」
（http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html）

区分	番号	取組事項
農薬・消毒剤・燃料等の管理	３２	農薬、消毒剤、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）（注１） （注１）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。

「農作業安全のための指針について」では、農薬、燃料等の適切な管理を、きのこ生産作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。なお、これらの中には、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき法令上の義務とされている事項を含みます。

①冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管
②毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示
③農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止
④火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管
⑤燃料のそばでの機械、工具の使用禁止

【取組事項に関する法令・指針等】

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）（抜粋）

（定義）
第２条　この法律で「毒物」とは、別表第一（注）に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
２　この法律で「劇物」とは、別表第二（注）に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
３　この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三（注）に掲げるものをいう。

（毒物又は劇物の取扱）
第１１条　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
２　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散

し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

（毒物又は劇物の表示）

第１２条　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

3　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抜粋）

第１章　総則

第２条　この法律の用語は左の例による。

7　危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第９条の４　危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

第１０条　指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱つてはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10 日以

内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

２　別表第１に掲げる品名（第１１条の４第１項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする２以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が１以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱つているものとみなす。

３　製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

４　製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

別表第１　（第２条、第１０条、第１１条の４関係）

類別	性質	品名
第四類	引火性液体	1　特殊引火物 2　第一石油類 3　アルコール類 4　第二石油類 5　第三石油類 6　第四石油類 7　動植物油類

備考

12　第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他 1 気圧において引火点が 21 度未満のものをいう。

14　第二石油類とは、灯油、軽油その他 1 気圧において引火点が 21 度以上 70 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号）（抜粋）

第１章　総則

（危険物の指定数量）

第１条の１１　　法第９条の４の政令で定める数量（以下「指定数量」という。）は、別表第３

の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

第４章　貯蔵及び取扱の基準

（通則）

第２４条　 法第１０条第３項 の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

二　製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。

三　製造所等には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

十三　可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

別表第３　（第１条の１１関係）

類別	品名	性質	指定数量
第四類	第一石油類	非水溶性液体	２００㍑
	第二石油類	非水溶性液体	１０００㍑

火災予防条例（例）

第４章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

第１節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項)

第３０条　法第９条の４第１項の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。以下「危険物政令」という。）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、指定数量の５分の１未満の第四類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、この限りでない。

２　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、通風若しくは換気を行い、又は区画を設ける等火災予防上安全な措置を講ずること。

(少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第３１条　指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「少量危険物貯蔵取扱所」という。）において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、前条に定めるもののほか、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

５　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所で、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場合又は可燃性の微粉が著しく多量に浮遊するおそれのある場合は、電線と電気器具とを完全に接続して使用し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

「農作業安全のための指針について」

（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項

第６　燃料、農薬等の管理に関する事項

燃料、農薬、塗料等は、引火、発火、爆発、中毒等の危険があるため、取扱いを適正にする必要がある。

１　燃料

農業で多く使用されているガソリン、軽油、灯油は第４類危険物として、貯蔵施設、取扱資格等が法令で規制されている。詳しくは、法令、研修テキスト等を参照すること。

（１）保管、管理

ア　容器には適正なものを使用し、専用の場所に保管すること。保管場所では、消火器を備え、火気を厳禁するとともに、関係者以外が立入らないように鍵をかけること。

イ　こぼれた燃料が河川や周囲の環境を汚さないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置すること。室温で気化するガソリンを保管する場合は、気化ガスが滞留しないように常に換気すること。

（２）使用

ア　給油は、必ず機械を停止させて冷えた状態で行うこと。配管の接続部からの漏れ、注入口からのあふれに注意し、こぼれたり、あふれたりした燃料は、すぐにふき取ること。

イ　燃料のそばでは、裸火や火花を発する機械、工具を使用しないこと。静電気が発生しやすい服装をしないこと。また、掃除をして周囲の不必要な可燃物を取り除くこと。

ウ　燃料は長期間保管すると変質することがあり、このような燃料を使用した場合、機械の不具合の原因となることがあるので使用しないこと。

２　農薬

（１）購入、保管、管理

ア　極力保管量を少なくするため、１回当たりの購入量を必要最小限にし、有効期限内に使用すること。

イ　農薬取扱者を決めて管理し、保管は直接日光の当たらない、冷涼・乾燥した場所に保管庫を設けて行い、関係者以外が使用できないように鍵をかけること。

ウ　危険物に指定されている農薬を管理する場合は、法令に従って管理すること。

（３）調製時、散布前

ア　防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

イ　運搬時には、農薬の袋、ビンの破損や荷崩れ等により、農薬がこぼれないように注意すること。

ウ　調製時に、飲料水源、生物を飼育している湖沼から直接給水しないこと。誤飲事故の原因になるので、牛乳やジュース等の容器への移しかえは絶対に行わないこと。計量容器は専用のものを使用し、“農薬専用”と注意書きすること。

毒物・劇物については「毒物及び劇物取締法」の別表第一～三に記載されています。「毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）」は、「電子政府の総合窓口」の「法令検索」で「法令データ提供システム」から検索すると便利です。（例：「法令索引検索」で、「法令名の用語索引 」に、「毒物及び劇物」と入力し、検索してください。）

・「電子政府の総合窓口」の「法令検索」
（http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi）

区分	番号	取組事項
事故後の備え	３３	事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）（注２） （注２）労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。なお、自営農業者であっても、特別加入することによって、災害補償を受けることができることとなっている。また、技能実習生を受

		け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。

「農作業安全のための指針について」では、事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた保険への加入、きのこ生産作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

① 死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入

② 道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入

③ 事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入 等

このうち、労災保険については、労働者の業務上や通勤途上の災害によるけがや病気を対象とする制度であり、原則として一人でも労働者を使用する事業は事業の種類・規模を問わず、すべて適用事業とされています（労働者災害補償保険法第３条）。

ただし、常時５人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は任意となります（暫定任意適用事業）。

なお、農業者の場合は、事業者本人であっても、以下のいずれかに該当すれば労災保険への特別加入ができます（労働者災害補償保険法第 33 条、第 34 条、第 35 条等 ）。

① 特定農作業従事者（年間農産物総販売額３００万円以上又は経営耕地２ヘクタール以上の規模で、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業を行う自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、特定の作業（労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第１号に規定する作業）に従事する方）

② 指定農業機械作業従事者（自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、特定の機械（労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第１号に規定する機械）を使用し、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う方）

③ 中小事業主等（常時３００人以下の労働者を使用する事業主とその家族従事者等）

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署にご確認下さい。

また、外国人技能実習生についても、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）「技能実習１号ロ」第１２号において監理団体又は実習実施機関は、外国人技能実習生が技能等の修得活動を開始する前に、労働者災害補償法による労働者災害保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていることが義務付けされています。

【取組事項に関する法令・指針等】

労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）（抜粋）

（定義）

第９条　この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第１０条　この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

（療養補償）

第７５条　労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

第３条　この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

第３３条　次の各号に掲げる者（第２号、第４号及び第５号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一　厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（厚生労働省令で定める事業を除く。第７号において「特定事業」という。）の事業主で徴収法第３３条第３項の労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）に同条第１項の労働保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）

二　前号の事業主が行う事業に従事する者

三　厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者

四　前号の者が行う事業に従事する者

五　厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

第３５条　第３３条第３号に掲げる者の団体又は同条第５号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第３号に掲げる者及びその者に係る同条第４号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第５号に掲げる者の業務災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第３章第１節から第３節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第１節及び第２節）、第３章の２及び徴収法第２章から第６章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該団体は、第３条第１項の適用事業及びその事業主とみなす。

二　当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。

三　当該団体に係る第３３条第３号から第５号までに掲げる者は、第１号の適用事業に使用される労働者とみなす。

附則（昭和44 年12 月9 日法律第83 号） 抄（労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置）

第１２条　次に掲げる事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第２条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第３条第１項の適用事業としない。

一　第２条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第３条第１項に規定する事業

二　労働者災害補償保険法第３５条第１項第３号の規定の適用を受ける者のうち同法第３３条第３号又は第５号に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業（その者が同法第３５条第１項第３号の規定の適用を受けなくなった後引き続き労働者を使用して行う事業を含む。）であつて、農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に該当するもの

三　前項の政令で定める事業は、任意適用事業とする。

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号））（抜粋）

第４６ 条の１８　法第３３条第５号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一　農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業

イ　厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの

（１）動力により駆動される機械を使用する作業

（２）高さが二メートル以上の箇所における作業

（３）労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第六第七号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

（４）農薬の散布の作業

（５）牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業

ロ　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令抄

（労災保険暫定任意適用事業）

第１７条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第１２条第１項の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第１項第１号に規定する業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業を除く。）のうち、常時５人以上の労働者を使用する事業以外の事業とする。

一　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十七条の規定に基づく厚生労働大臣が定める事業(昭和50年4月1日)(労働省告示第35号)（抜粋）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和47年政令第47号)第１７条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事業を次のように定める。

昭和47年労働省告示第19号(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第１７条第２号への規定に基づき、労働大臣が定める危険又は有害な作業を定める告示)及び昭和47年労働省告示第20号(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第１７

条第４号の規定に基づき、労働大臣が指定する水面を定める告示)は、昭和５０年３月３１日限り廃止する。

一　立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業であつて、常時労働者を使用するもの又は１年以内の期間において使用労働者延人員３００人以上のもの

二　別表第一に掲げる危険又は有害な作業を主として行う事業であつて、常時労働者を使用するもの(前号及び次号に掲げる事業を除く。)

三　総トン数５トン以上の漁船による水産動植物の採捕の事業(河川、湖沼又は別表第二に掲げる水面において主として操業する事業を除く。)

附則(平成12年12月25日労働省告示第120号) 抄

(適用期日)

第１　この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成12年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から適用する。

別表第一

一　毒劇薬、毒劇物又はこれらに準ずる毒劇性料品の取扱い

二　危険又は有害なガスの取扱い

三　重量物の取扱い等の重激な作業

四　病原体によつて汚染されるおそれが著しい作業

五　機械の使用によつて、身体に著しい振動を与える作業

六　危険又は有害なガス、蒸気又は粉じんの発散を伴う作業

七　獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における作業

八　強烈な騒音を発する場所における作業

九　著しく暑熱な場所における作業

十　著しく寒冷な場所における作業

十一　異常気圧下における作業

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第４６条の１８第１号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を定める告示

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第４６条の１８第１号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を次のとおり定め、昭和４０年１１月１日から適用する。

一　動力耕うん機その他の農業用トラクター(耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除　用機具、収穫調整用機具又は運搬用機具が連結され、又は装着されたものを含む。)

二　前号に掲げる機械以外の自走式機械で、次に掲げるもの

イ　動力溝掘機
ロ　自走式田植機
ハ　自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
ニ　自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
ホ　トラツクその他の自走式運搬用機械
三　次に掲げる定置式機械又は携帯式機械
イ　動力揚水機
ロ　動力草刈機
ハ　動力カツター
ニ　動力摘採機
ホ　動力脱穀機
ヘ　動力剪（せん）定機
ト　動力剪（せん）枝機
チ　チエーンソー
リ　単軌条式運搬機

「農作業安全のための指針について」
（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

Ⅰ　基本事項
第１　農作業安全一般に関する事項
１　就業の条件
（６）労災保険等への加入
農作業事故が発生した場合に備え労災保険（労働者災害補償保険）に加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入しておくこと。
乗用型トラクターをはじめとする農耕作業用小型特殊自動車については、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険」という。)への加入義務はないが、路上等で万一事故が発生した場合には自己責任となることから、極力任意保険に加入すること。
また、上記以外の大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、自賠責保険への加入義務があるが、これらに加えて極力任意保険にも加入すること。

４　農業生産工程管理の全般に係る取組

区分	番号	取組事項
技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	３４	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用

「農業の現場における知的財産取扱指針」（注）では、きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用の取組として次の例を示しています。

（取組例）

・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿
・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開）
・技術内容等の文書化
・秘密事項の管理規程の整備　等

（注）「農業の現場における知的財産取扱指針」（平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成）は、農林水産業における技術・ノウハウを「知的財産」と認識することが重要であるとの認識に立ち、農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの取扱いに関する基本的な考え方をとりまとめたものです。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農業の現場における知的財産取扱指針」
（平成 19 年 8 月 15 日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成）（抜粋）

５ 新しい技術を「知的財産」として保護・活用するための手段にはどのようなものがあるのか？
（１）権利化・秘匿・公開の３手段
　技術を保護・活用していくための手段としては、大きく分けて以下の３つが挙げられる。
① 権利化する：特許権又は実用新案権を取得する。
② 秘匿する：開発者個人又は限られた地域・グループで利用すべく管理する。
③ 公開する：学会で発表する、刊行物へ掲載する、他者に教える。
　なお、これらはあくまで手段である。例えば、権利化を選択する場合、権利化すること自体が目的ではなく、選択した後の活用方策を戦略的に見通しておくことが必要である。
　また、どの手段を選択するにしても、それを決定していない時点においては、その技術等の内容を他者に知られないようにしておくことが必要である。このため、たとえ口頭であっ

ても他者に技術等の内容を教えない、圃場において他者が容易に技術等を確認できるような状況を作ったりしないなど、注意しておくことが必要である。

（３）技術の「文書化」の必要性

技術を「知的財産」として戦略的に取り扱っていくためには、権利化するにせよ、秘匿するにせよ、技術等の内容を客観的に示す必要がある。また、「知的財産」としての活用を促進するためには、技術等の有効性や経済的価値を他者に示す必要がある。そのためには、まずは技術等を「文書化」することが必要になる。

「文書化」に当たっては、以下のような点を整理する必要がある。

① 技術等が解決しようとする課題は何か。

② 技術等の原理、基本的な仕組み（装置図などの図面）

③ 技術等の具体的方法、手順（必要な資材や機械）

④ 技術等の効果を裏付けるデータ

特に、他者に技術等の有効性を認識させるためには、技術等の効果を裏付けるデータを収集しておくことが極めて重要となる。

「文書化」を行うことは、地域で受け継がれてきた技術を伝承することにも有効である。なお、「文書化」を行うための作業は、農業者等が単独で進めるには困難な場合が想定されるため、普及指導員や営農指導員など現場の技術指導者には、これを手助けする役割が期待される。その際には、農業者が開発した技術は農業者の財産であり、農業者の許可なく第三者に教えてはならないことに注意が必要である。

また、開発の途上にある技術等の場合は、特許を取得できるような技術にするため、同様の技術で他者に既に権利取得されていないかの先行技術調査も行いつつ、取得されている場合にはさらなる改良を加える等を行うことも重要となる。なお、特許出願後には、特許庁が中小企業や個人向けに実施している「中小企業等特許先行技術支援事業」を利用して、無料で先行技術調査を受けることもできる。

農業の現場における知的財産の取扱に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「知的財産関係テキスト、指針」
（http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/index.html）

区分	番号	取組事項
技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	３５	登録品種の種菌の適切な使用（法令上の義務）

優良な品種は、きのこ生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える重要な柱です。新品種の育成には、長期にわたる労力と多額な費用が必要な一方で、育成された品種については、第三者が容易に増殖できる場合が多いことから、新品種の育成を奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者権の権利保護を行い、新品種の育成を振興しています。

登録品種の種苗・収穫物の利用にあたっては、種苗法及び同法施行規則に基づき、以下の取扱が義務付けられています。

・登録品種の種苗を利用（譲渡等）する場合は、権利者の許諾を得る（果樹の枝等や採取した種子を他の農家等に渡すこと（譲渡）は、有償無償を問わず種苗法違反となる。）。
・農業を営む個人又は農業生産法人が権利者から正規に購入した登録品種の種苗を用いて自家増殖を行うことは種苗法で認められているが、契約で別段の定めをした場合や、栄養繁殖植物のうち、自家増殖が禁止されている 82 種類（きのこでは、しいたけ種、ほんしめじ種、はなびらたけ種）の植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得る。

【取組事項に関する法令・指針等】

種苗法（平成10年法律第83号）（抜粋）

第４節 育成者権

（育成者権の発生及び存続期間）

第１９条　育成者権は、品種登録により発生する。

２　育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十五年(第四条第二項に規定する品種にあっては、三十年)とする。

(育成者権の効力)

第２０条　育成者権者は、品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

２　登録品種の育成者権者は、当該登録品種に係る次に掲げる品種が品種登録された場合にこれらの品種の育成者が当該品種について有することとなる権利と同一の種類の権利を専有する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一　変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換えその他の農林水産省令で定める方法により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種

二　その品種の繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

３　登録品種が、前項第一号の農林水産省令で定める方法により、当該登録品種以外の品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種である場合における同項及び次条第二項の規定の適用については、前項中「次に」とあるのは「第二号に」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「前条第二項第二号」とする。

（育成者権の効力が及ばない範囲）

第２１条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一　新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

二　登録品種（登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。）の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

三　前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

四　前二号の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

五　前号の収穫物に係る加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

２　農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

３　前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

４　育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登

録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）抜粋

（農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物）
第１６条　法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。

別表第三については以下のＵＲＬのとおり。
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03701000083.html

区分	番号	取組事項
ボイラー及び圧力容器使用時の登録・主任の設置	３６	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置（法令上の義務を含む）

ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置に関しては、法令に義務付けられており、以下の対応をする必要があります。

①設置時の届け出、落成検査等の実施
小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行う必要があります。
第一種圧力容器は、設置届、落成検査が必要で、検査に合格すると検査証が交付されます。
②必要な場合は取扱作業主任者の設置
第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く）の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選任しなければいけません。

【取組事項に関する法令・指針等】

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（抜粋）

第２章　ボイラー

（設置届）

第１０条　ボイラー（移動式ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項 の規定による届出をしようとするときは、ボイラー設置届（様式第十一号）にボイラー明細書（様式第三号）及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

一　第十八条のボイラー室及びその周囲の状況

二　ボイラー及びその配管の配置状況

三　ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

四　燃焼が正常に行われていることを監視するための措置

（使用検査）

第１２条　次の者は、法第三十八条第一項 の規定により、それぞれ当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

一　ボイラーを輸入した者

二　構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上(設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたボイラーについては二年以上)設置されなかつたボイラーを設置しようとする者

三　使用を廃止したボイラーを再び設置し、又は使用しようとする者

（落成検査）

第１４条　ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置した者は、法第三十八条第三項 の規定により、当該ボイラー及び当該ボイラーに係る次の事項について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。

一　第十八条のボイラー室

二　ボイラー及びその配管の配置状況

三　ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

２　前項の規定による検査（以下この章において「落成検査」という。）は、構造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。

３　落成検査を受けようとする者は、ボイラー落成検査申請書（様式第十五号）を所轄労働

基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第十条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

（ボイラー取扱作業主任者の選任）

第２４条　事業者は、令第六条第四号 の作業については、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる者のうちから、ボイラー取扱作業主任者を選任しなければならない。

一　取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が五百平方メートル以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士免許を受けた者（以下「特級ボイラー技士」という。）

二　取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上五百平方メートル未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のときを含む。）における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士免許を受けた者（以下「一級ボイラー技士」という。）

三　取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二十五平方メートル未満の場合における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「二級ボイラー技士」という。）

四　令第二十条第五号 イからニまでに掲げるボイラーのみを取り扱う場合における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者

２　前項第一号から第三号までの伝熱面積の合計は、次に定めるところにより算定するものとする。

一　貫流ボイラーについては、その伝熱面積に十分の一を乗じて得た値を当該貫流ボイラーの伝熱面積とすること。

二　廃熱ボイラーについては、その伝熱面積に二分の一を乗じて得た値を当該廃熱ボイラーの伝熱面積とすること。

三　令第二十条第五号 イからニまでに掲げるボイラーについては、その伝熱面積を算入しないこと。

四　ボイラーに圧力、温度、水位又は燃焼の状態に係る異常があつた場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定めるものを備えたボイラーについては、当該ボイラー（当該ボイラーのうち、最大の伝熱面積を有するボイラーを除く。）の伝熱面積を算入しないことができること。

第３章　第一種圧力容器

（設置届）

第５６条　第一種圧力容器を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項 の規定

による届出をしようとするときは、第一種圧力容器設置届（様式第二十四号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）並びに第一種圧力容器の設置場所の周囲の状況及び配管の状況を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2　前項の規定による届出をする場合における安衛則第八十五条第一項 の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　建築物又は他の機械等とあわせて第一種圧力容器について法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項 に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項の第一種圧力容器設置届並びに第一種圧力容器明細書及び書面の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとすること。

二　第一種圧力容器のみについて法第八十八条第一項 の規定による届出をしようとする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項 の規定は適用しないものとすること。

3　事業者（法第八十八条第一項 本文の事業者を除く。）は、第一種圧力容器を設置しようとするときは、同条第二項 において準用する同条第一項 の規定により、第一種圧力容器設置届（様式第二十四号）に第一項の第一種圧力容器明細書及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（使用検査）

第５７条　次の者は、法第三十八条第一項 の規定により、それぞれ当該第一種圧力容器について都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

一　第一種圧力容器を輸入した者

二　構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上(設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた第一種圧力容器については二年以上)設置されなかつた第一種圧力容器を設置しようとする者

三　使用を廃止した第一種圧力容器を再び設置し、又は使用しようとする者

2　外国において第一種圧力容器を製造した者は、法第三十八条第二項 の規定により、当該第一種圧力容器について都道府県労働局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該第一種圧力容器を輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　前二項の規定による検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、第一種圧力容器使用検査申請書（様式第十三号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならない。

4　第一種圧力容器を輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る第一種圧力容器の構造が法第三十七条第二項 の厚生労働大臣の定める基準（第一種圧力容器の構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明

らかにする書面を添付することができる。
5　都道府県労働局長は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、かつ、その第一種圧力容器明細書に様式第十四号による使用検査済の印を押して申請者に交付する。

（使用検査を受けるときの措置）
第５８条　第五十二条の規定は、使用検査について準用する。

（落成検査）
第５９条　第一種圧力容器を設置した者は、法第三十八条第三項 の規定により、当該第一種圧力容器及びその配管の状況について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた第一種圧力容器については、この限りでない。
２　前項の規定による検査（以下この章において「落成検査」という。）は、構造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。
３　落成検査を受けようとする者は、第一種圧力容器落成検査申請書（様式第十五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第五十六条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の第一種圧力容器明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第３章　第一種圧力容器
第３節　管理
（第一種圧力容器取扱作業主任者の選任）
第６２条　事業者は令第六条第十七号の作業のうち化学設備（令第九条の三第一号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を終了した者のうちから令第六条第十七号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業については特殊ボイラー技士、一級ボイラー技士若しは二級ボーラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。

（第一種圧力容器取扱作業種主任者の職務）
第６３条　事業者は、第一種圧力容器取扱主任者に、次の事項を行わせなければならない。
一　最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
二　安全弁の機能の保持に努めること。
三　第一種圧力容器を初めて使用するとき、又はその使用方法若しは取り扱う内容物の種

類を変えるときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。

四　第一種圧力容器及びその配管に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

五　第一種圧力容器の内部における温度、圧力等の状態について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講じること。

六　第一種圧力容器に係る設備の運転状態について必要な事項を記録するとともに、交替時には、確実にその引継ぎを行うこと。

第５章　小型ボイラー及び小型圧力容器

（設置報告）

第９１条　事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書（様式第二十六号）に機械等検定規則第一条第一項第一号 の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書（同規則第四条の合格の印が押されているものに限る。）並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

区分	番号	取組事項
情報の記録・保管	３７	きのこの生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存

ガイドラインでは、農業生産工程管理（GAP）に取組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるきのこの生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存することを推奨すべき取組としています。

具体的な取組例としては、台帳形式での生産場所の位置、面積の記録、保存があります。

なお、きのこ生産作業の計画を策定するに当たって、前作の内容を考慮する場合は、きのこ生産場所の栽培履歴などの情報を逐次記録することも有効です。

区分	番号	取組事項
情報の記録・保管	３８	農薬の使用に関する内容を記録し、保存

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）では、農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するように努めなければならないと定めています。

①使用日

②使用場所

③使用した農作物

④使用した農薬の種類又は名称

⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率

【取組事項に関する法令・指針等】

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）　　　　（抜粋）

（帳簿の記載）

第９条　農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

一　農薬を使用した年月日

二　農薬を使用した場所

三　農薬を使用した農作物等

四　使用した農薬の種類又は名称

五　使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

区分	番号	取組事項
情報の 記録・保管	３９	菌床、原木、種菌、増収材、農薬等の購入伝票等の保存

過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、菌床、原木、種菌、増収材、農薬等の購入伝票等を保存しましょう。

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第３条　（略）

２　食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

区分	番号	取組事項
情報の 記録・保管	４０	菌床栽培の場合、菌床資材及び工程別作業について記録し、保存

菌床栽培の場合、菌床資材及び工程別作業について記録し、保存しましょう。

（取組例）

・菌床資材（培地基材、添加剤、容器）、培地に使用する水、殺菌完了検査、施設の環境条件の検査、菌糸のまん延状態、害菌の有無等を記録

【取組事項に関する法令・指針等】

「きのこの菌床製造管理基準の制定について」（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）（抜粋）

（原材料の管理）

第８

１　基材、添加物、容器等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れることとし、原材料の受払簿等を作成の上、原材料の受払の都度、数量、品質、その他の必要な事項を記録するものとする。

（培地の調整・詰込み）

第１０

３　菌床製造業者は、詰込み後に抜き取り検査を行い、詰込み定量について確認するとともに、検査終了後、詰込みロットごとに、作業担当者、作業年月日、使用した基材及び添加物等の数量、抜取り検査の結果、詰込み数等を作業日誌に記録するものとする。

（培地の殺菌）

第１１

３　冷却完了後、殺菌ロットごとに、作業担当者、作業年月日、殺菌の温度及び時間並びに

冷却温度の測定値を、また、殺菌完了検査を実施した場合はその検査結果を、作業日誌に記録するものとする。

（接種工程）

第１２

２　接種完了後の培地は、ロットごとに、接種担当者、接種年月日、菌種名、品種名、接種数等追跡検査のできるように作業日誌に記録するものとする。

（培養工程）

第１３

３　作業日誌には、作業担当者、培養中の検査内容、菌種名、品種名、培養完了数等を記録するものとする。

（出荷工程）

第１５

２　菌床製造業者は、出荷記録簿を作成し、出荷担当者、菌種名、品質名、接種年月日、出荷受払い年月日、出荷先、出荷数量及び出荷前の検査内容を記録するものとする。

区分	番号	取組事項
情報の 記録・保管	４１	ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存 （法令上の義務）

「ボイラー及び圧力容器安全規則」では、ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存が義務づけられています。

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（抜粋）

第２章　ボイラー

（定期自主検査）

第３２条

３　事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

第３章　第一種圧力容器

（定期自主検査）

第６７条

３　事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

第４章　第二種圧力容器
（定期自主検査）
第８８条
３　事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

第５章　小型ボイラー及び小型圧力容器
（定期自主検査）
第９４条
３　事業者は、前二項の自主検査を行なつたときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

区分	番号	取組事項
情報の記録・保管	４２	きのこの出荷に関する記録の保存（注３） （注３）農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第３条２項において、「食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。」と定めています。

また、「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」では、農林水産物の生産者に対し、可能な限り記録の作成、保存に努めるべき内容として次の事項を示しています。

①生産品の品名
②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地
③出荷又は販売年月日
④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、１回又は１日毎）
⑤食品衛生法第 11 条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実

施した場合の当該記録　等

また、販売を委託している農協等の第三者に対して、記録の作成及び保存を依頼等することも可能です。

【取組事項に関する法令・指針等】

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）　（抜粋）

第３条　（略）

２　食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

「食品衛生法第１ 条の３ 第２ 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

（別添）食品衛生法第１条の３第２項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）

第１　指針（ガイドライン）の趣旨

この指針（ガイドライン）は、食品衛生法（以下「法」という。）第１条の３第２項に規定する食品等事業者の記録の作成及び保存に係る責務について、都道府県、保健所設置市及び特別区の食品等事業者に対する指導に資するため、食品等（食品及び添加物をいう。以下同じ。）の流通の実態等も踏まえ、食品等事業者に求める記録の作成及び保存の基本的な内容を明確化し、食品等事業者における実施を推進するものである。

第３　作成・保存に係る基本的事項

１　対象事業者

指針（ガイドライン）において記録の作成・保存に係る必要な事項を示す食品等事業者は、食品供給行程（フードチェーン）の段階に応じて以下のとおりとする。

・生産段階：食品の原料又は材料として使用する農林水産物の生産者

・製造、加工段階：食品等の製造業者及び加工業者

・流通段階：食品等の保管業者（倉庫業者など）、卸売業者、輸入業者

・小売段階：小売業者、飲食店営業者

注３　以下に掲げる中小規模の事業者については、その実施可能性及び食中毒発生時の影

響の大きさを考慮して、記録の作成・保存についてはすべて第４における「△：記録の作成・保存が期待される事項」として整理する。

① 生産者・製造業者・加工業者・保管業者については資本・出資額３億円以下又は従業員300 人以下

② 卸売業者・輸入業者については資本・出資額１億円以下又は従業員100人以下

③ 小売業者については資本・出資額5000 万円以下又は従業員50 人以下

④ 飲食店営業者については資本・出資額３億円以下又は従業員300 人以下

４ 記録保存事項

記録保存事項は以下のとおりとする。

〔○：可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項
△：記録の作成保存が期待される事項〕

（略）

（１）農林水産物の生産者

○	生産品の品名、生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地、出荷又は販売年月日、法第７条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録、出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、１回又は１日毎）

「食品衛生法第１条の３第２項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）の留意事項について」

（平成15年8月29日付け食安監発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）（抜粋）

第２ 各事業者における記録の作成及び保存に関する留意事項

１ 農協等への販売の委託を行う食品等事業者

食品等事業者は、販売を委託している農協や漁業といった第三者に対して、記録の作成及び保存を依頼等して差支えないこと。

トレーサビリティに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「トレーサビリティ関係」
（http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html）

区分	番号	取組事項
生産工程管理の実施	４３	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存（注４） ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用 （注４）産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。

農業生産工程管理（①計画策定、②実践・記録、③点検・評価、④改善）の実践における具体的な取組内容は次のとおりです。

①　産地又は農業者の単位で、農場を利用する計画（ほ場や施設での作物の栽培及び作物を栽培しない期間の管理、選別・調製、貯蔵、集出荷施設等の利用に係る計画）を策定した上で、ガイドラインの取組事項を基に、農作業の点検項目又は手順書（以下「点検項目等」という）を作成します。

　なお、点検項目等を作成する際は、産地の農業者、農業者団体、普及指導員等の指導者、取引先等で話し合いを行い、より詳細な内容や、収量・品質の向上やコスト削減などを目的とした新たな内容の付加、農業者団体と個々の農業者との間で取組内容の役割分担を行うこともできます。

②　点検項目等を基に、農作業を行い、取組内容を帳簿等に記録、保存します。この場合、点検項目等に沿った農作業を複数の者で分担して行う場合は、記録の内容に漏れが生じないよう、作業者ごとに記録を行うか又は生産工程管理の責任者等が各作業者から聴き取り等を行って記録を行います。

　また、出荷した農産物に対し取引先等から苦情等が寄せられた場合は、こうした情報も、次の農作業の改善に結びつけるために必要になることから、記録、保存を行います。

③　点検項目等と記録の内容を基に、自己点検を行い、その結果を保存します。また、産地の農業者団体等が農作業の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合は、その結果も保存します。

④　自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、次の農作業の改善に結び付けます。

⑤　農業生産工程管理における点検・評価に際しては、自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検や、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用します。

【取組事項に関する法令・指針等】

平成23年農業技術の基本指針（平成23年2月25日付け農林水産省公表）（抜粋） （Ⅱ）農業生産工程管理（ＧＡＰ）の導入・推進 　農業生産工程管理（ＧＡＰ）は、未然防止の考え方を基本とし、農産物の食品としての安全の確保、環境保全、労働安全等に資する手段である。 　このため、産地における更なる取組の拡大と「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン」（注１）（以下「ＧＡＰガイドライン」という。）に即した取組内容の高度化を進める。その際、産地においては、以下の手順によりＧＡＰに取り組む。 ①　栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、ＧＡＰガイドラインの各項目を基に点検項目等を策定する。 ②　点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は、作業者毎の取組内容、取引先からの情報提供を含む。）を記録し、保存する。 ③　点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存する。 ④　自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、その見直しを行う。 ⑤　自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用する。 　都道府県等は、指導者の育成や産地への指導を行うとともに、産地の生産者団体は、都道府県等と連携しつつ、研修会の開催や取組に必要な分析、実証等を行う。 　また、普及指導センター等の技術指導機関は、ＧＡＰガイドラインや、農林水産省がデー

タベース化及び提供を行っているＧＡＰ導入事例などの情報を活用し、以下の取組を進める。

①　食品衛生法等関係法令の遵守や農作業事故の防止など、ＧＡＰの目的・意義（メリット）を分かりやすく説明し、農業者の理解を増進するとともに産地の合意形成を促進することによりＧＡＰの導入を進める。

②　ＧＡＰの実践により、農作業の各工程ごとで改善点を把握し、その見直しにより着実に生産工程の改善を実現できるよう技術的支援等を行う。

③　さらに、ＧＡＰの共通基盤部分（食品安全、環境保全及び労働安全）に係る取組において、ＧＡＰガイドラインに則して取組内容の高度化を目指す産地に対し、技術的支援等を行う。

（注１）「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン」（平成２２年４月２１日付け農林水産省生産局長通知）

農業生産工程管理（ＧＡＰ）に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「農業生産工程管理（ＧＡＰ）に関する情報」
（http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html）

区分	番号	取組事項
記録の保存期間	４４	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存（注５） ①きのこの出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ②菌床栽培における菌床資材、工程別作業の記録については３年間 ③ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録については３年間 ④上記①から③に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間 （注５）農業生産工程管理（GAP）を実践する観点からの記録の保存期間。

①　農作物の出荷に関する記録については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第３条２項において、「食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害

の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。」と定めています。

また、「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」では、記録の保存期間については、取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本とすることとされています。

なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、１～３年間を参考に設定することとしています。

② 菌床栽培における菌床資材、工程別作業の記録については、「きのこの菌床製造管理基準の制定について」において、３年間と定められています。

③ ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録については、「ボイラー及び圧力容器安全規則」において、３年間と定められています。

④ ①から③以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存としています。

⑤ なお、これらの記録の保存は、農業生産工程管理（GAP）を実践する観点等からの記録の保存期間です。例えば、肥料、農薬等の資材の購入伝票等は、税務当局への確定申告等に必要な書類でもあり、税制関連法令の規定に基づく期間の保存が義務付けられていますので、留意することが必要です。

【取組事項に関する法令・指針等】

「食品衛生法第１ 条の３ 第２ 項の規定に基づく食品事業者の記録の作成及び保存について」（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

（別添）食品衛生法第１ 条の３ 第２ 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）

第３　作成・保存に係る基本的事項

３ 記録の保存期間

記録の保存期間は、当該業者が取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本とする。なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売

等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。

・生産段階：販売後１～３年間

（以下略）

「きのこの菌床製造管理基準の制定について」（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）（抜粋）

（その他）

第１７　菌床製造業者は、原材料の受払簿、工程別の作業日誌、出荷記録簿等については、これを帳簿締切年の翌年から３箇年保存するものとする。

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）（抜粋）

４１番を参照してください。